

南木曾町公共施設等総合管理計画



作成日：平成 29 年 3 月
改訂日：令和 4 年 3 月
改訂日：令和 7 年 3 月

目 次

第1章	はじめに	1
1	計画策定の背景	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の対象施設	2
4	計画期間	2
第2章	公共施設等の現況	3
1	南木曾町の現状	3
2	公共施設等の現状と今後の見通し	6
3	インフラ系公共施設の現状と今後の見通し	12
4	公共施設等に関するこれまでの実績	20
5	公共施設等全体のまとめ	22
第3章	公共施設等を取り巻く課題の整理	24
第4章	公共施設等総合管理計画基本方針	25
1	3つの基本方針	25
2	具体的な取り組み	26
3	計画の実行	27
4	計画の推進体制	28
5	情報管理	29
6	公共施設等の数量に関する目標	30
第5章	公共施設等の管理に関する実施方針	31
1	点検・診断等の実施方針	31
2	維持管理・修繕・更新等の実施方針	32
3	安全確保の実施方針	33
4	耐震化の実施方針	34
5	長寿命化の実施方針	34
6	ユニバーサルデザイン化の推進方針	35
7	脱炭素化の推進方針	35
8	統合や廃止の推進方針	36
9	保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針	36
10	地方公会計の活用	36
第6章	施設類型毎の管理に関する基本的な方針	37
1	公共建築物の管理に関する基本的な方針	37

2 インフラ資産の管理に関する基本的な方針.....	40
第7章 長寿命化対策を反映した今後の見込み	42
1 公共施設等の総合的かつ計画的な管理対策における優先順位の考え方	42
2 長寿命化対策を反映した場合の見込みと効果.....	43
第8章 総合的かつ計画的な管理を実現するための推進方策	44
1 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	44
2 P D C Aサイクルの推進方針.....	45

第1章 はじめに

1 計画策定の背景

当町では、拡大する行政需要や住民ニーズの高まりにより多くの公共施設を整備してきました。その結果、当町が所有する公共施設は、役場庁舎などの行政施設、義務教育を提供するための小中学校、南木曾会館や社会体育館などの多くの住民の方に利用される文化施設やスポーツ施設、また公営住宅など多岐にわたっています。

しかし、人口減少や少子高齢化が進むなど、社会の構造や住民ニーズが当時とは大きく変化しており、公共施設のあり方を改めて見直す必要性に迫られています。また、これまで整備してきた公共施設が老朽化してきており、近い将来多くの公共施設が一斉に改修・更新時期を迎え、多額の維持更新費が必要になると見込まれます。

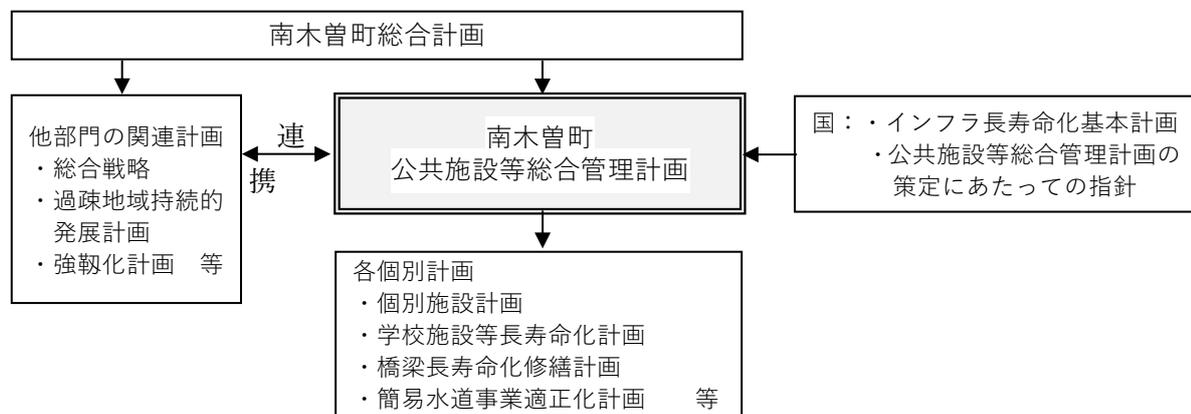
一方、財政面を見てみると、長期的には人口減少等による町税収入の伸び悩み、少子高齢化社会の進展に伴う扶助費等の義務的経費の増大などによる財政状況の悪化が見込まれる中、固定費ともいえる公共施設の維持更新費をいかにして適正な水準に抑えていくかが、喫緊の課題であるといえます。

こうした課題を解決するため、当町では、計画的に効率よく公共施設の整備や維持管理を行い、施設の長寿命化を図ると共に、公共施設の利活用促進や統廃合を進めることで将来負担の軽減を図り、町政運営上の健全性を維持するための基本的な方向性を示す「南木曾町公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）を策定しました。

2 計画の位置づけ

基本方針は、最上位計画である「南木曾町総合計画」「過疎地域持続的発展計画」を含めた町の関連計画との整合を図るとともに、「南木曾町総合計画」と連動し、分野横断的に施設面における基本的な取組の方向性を示すものです。施設別の具体的な取組み等については、各個別計画等によって定めることとします。

図 計画の位置づけ



3 計画の対象施設

総合管理計画において対象とする公共施設等は、公営企業会計に属する公共建築物、道路・橋梁・上下水道施設などの公共インフラを含む、全ての公共施設等とします。

図 対象となる公共施設等



4 計画期間

総合管理計画の計画期間は、中長期的な視点が不可欠であることから平成 28 年度からの 30 年間を対象期間とします。なお、期間内であっても必要に応じ適宜見直すものとします。

なお、上位計画である総合計画の進捗状況や人口動向等の社会情勢の変化等によって、適宜見直しを行うこととします。

第2章 公共施設等の現況

1 南木曾町の現状

(1) 町の概要

南木曾町（なぎそまち）は長野県の南西部、木曾谷の南端に位置します。面積は 215,93k m² で、そのうち 94%が森林で占められており、うち 7 割が国有林です。町の中央を流れる木曾川とその支流をはさむ段丘に、与川、北部、三留野、妻籠、蘭、広瀬、田立の 7 集落が広がり、約 3,700 人が生活しています。

木曾川沿いには南北に JR 中央西線と国道 19 号が走り、東西には、国道 256 号が伊那谷に通じています。隣県の中津川市中心部まで約 22km、県内近隣市町村の木曾町まで約 35km、飯田市まで約 35km の距離にあり、古来から伊那谷、木曾谷と美濃を結ぶ交通の要衝でした。地質の大部分は、風化が進み脆くて崩れやすい巨晶花崗岩からなり、急峻な斜面が多く平坦面が少ない地形を作っています。また気候的には温暖ながら雨量が多く、年間降水量は多い年には 2,500mm から 3,000mm に達します。こうした地質・地形・気候は、幾多の土石流災害を引き起こす一方で豊かな森林資源を育み、町は古くから木材生産・加工業を基幹産業としてきました。近年は国選定重要伝統的建造物群保存地区の妻籠宿や、国の近代化遺産に指定された桃介橋をはじめとする恵まれた文化遺産と、新たに開発された温泉の活用による観光産業が町の主要産業に位置付けられるようになってきました。

図 南木曾町中心部（三留野地区）



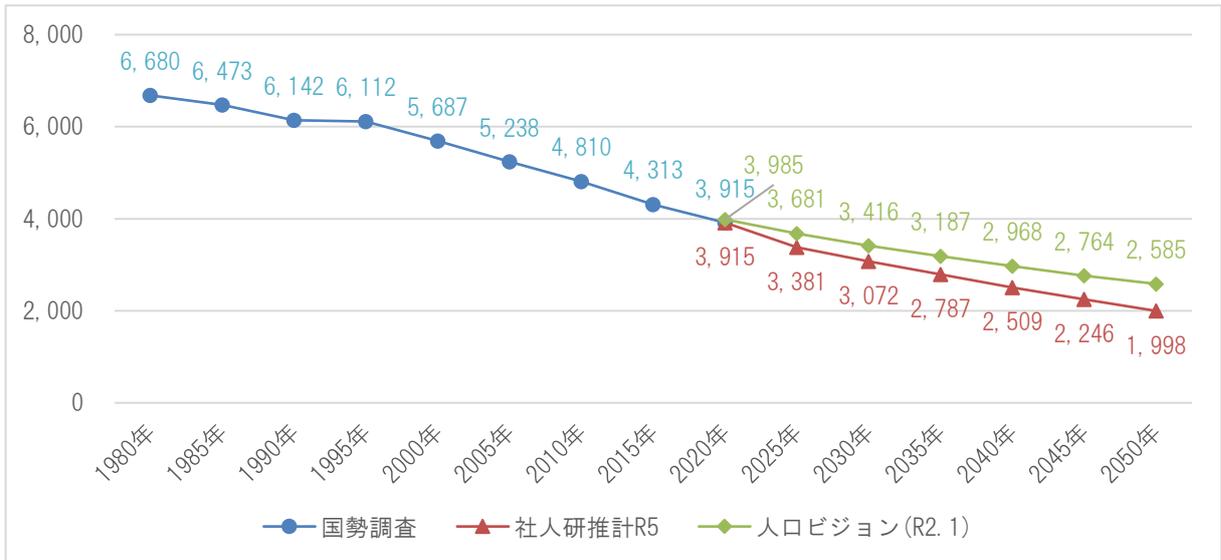
(2) 人口推移

国勢調査に基づく人口の推移は、1960年（昭和35年）に10,771人を記録して以降、減少が進み、2020年（令和2年）には3,915人と60年間で6,856人減少（△63.7%）しています。また、国立社会保障・人口問題研究所が令和5年12月に公表した試算によると2050年には1,998人まで減少すると推計されています。

人口構成については、生産年齢人口（15歳～64歳）が大幅に減少し、少子高齢化がより進行するとされています。

図 人口の推移

(単位：人)

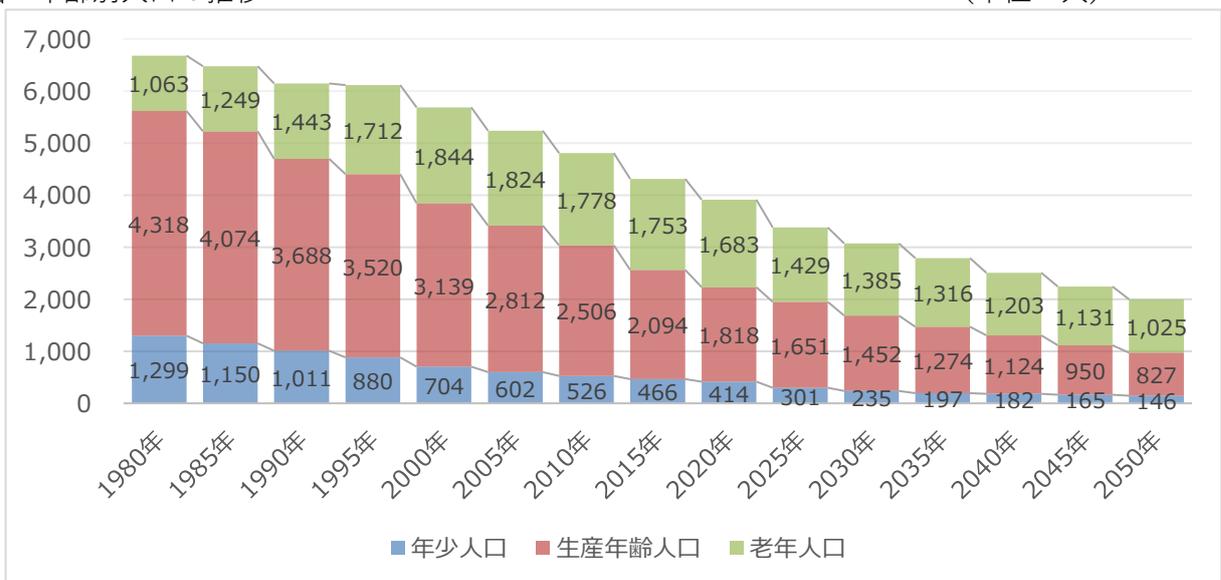


資料：各年国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所、

南木曾町人口ビジョン（令和2年1月改定、平成30年の社人研推計をベースに推計）

図 年齢別人口の推移

(単位：人)



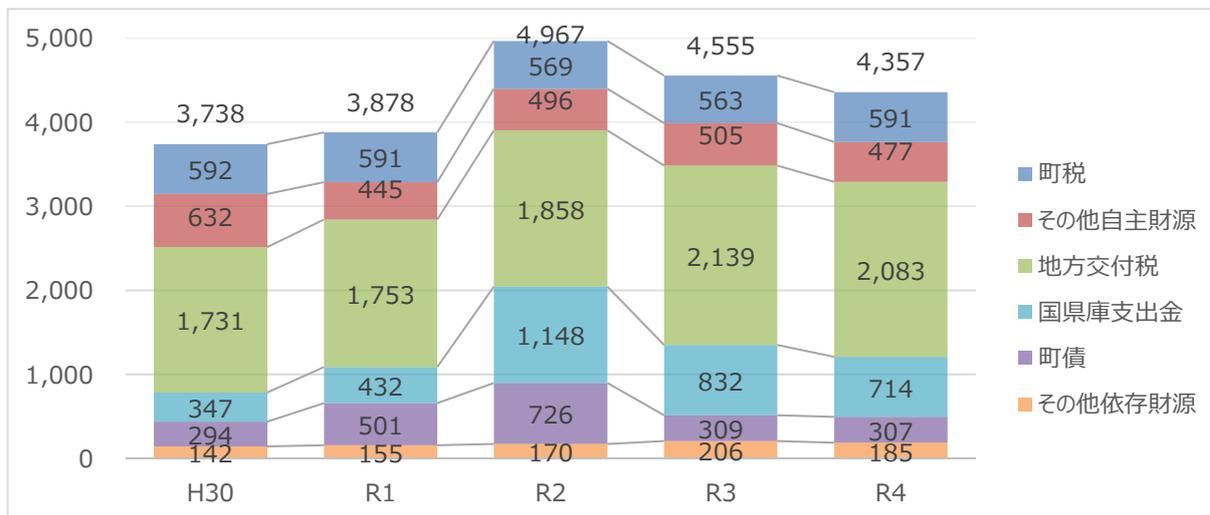
資料：各年国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

(3) 財政状況

令和4(2022)年度における歳入総額は43.6億円です。その内訳は、依存財源で地方交付税が20.8億円と最も多く約5割を占め、次いで国庫支出金が7.1億円となっています。主な自主財源である町税収入は5.9億円で、横ばいで推移しています。

図 歳入の推移

(単位:百万)



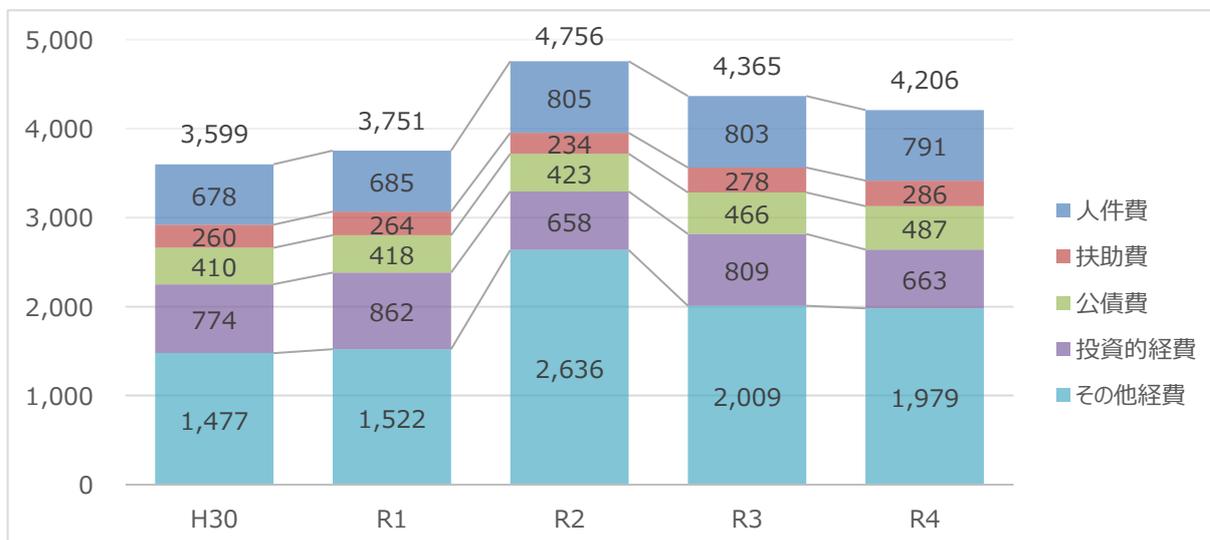
※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策により国庫補助金が大きく増加。

令和4年度(2024年)における歳出総額は42.1億円です。その内訳は、人件費が7.9億円(18.8%)、投資的経費が6.6億円(15.8%)、公債費が4.9億円(11.6%)、扶助費が2.9億円(6.8%)となっています。

歳出の推移をみると、人件費は会計年度任用職員制度等の制度改正により増加傾向で推移しており、公債費においても大型事業の実施等により増加傾向で推移しています。この他、扶助費は国の施策の影響により年々増加傾向にあります。

図 歳出の状況

(単位:百万)



2 公共施設等の現状と今後の見通し

(1) 公共建築物の現状

① 施設数の推移

総合管理計画が対象とする施設数は、令和5年度末時点で131施設、263棟で、総延床面積は50,694㎡であり、住民一人当たりでは12.9㎡となっています。

施設分類別施設数では、町民文化系施設が36施設と最も多く、続いてその他施設33施設、公営住宅が27施設、社会教育系施設が10施設となっています。

延床面積では、学校教育系施設が10,352㎡、20.4%と最も多く、続いて公営住宅9,135㎡、18.0%となっており、この2つの施設群で約4割を占めています。

図 施設類型別延べ床面積
(延床面積)

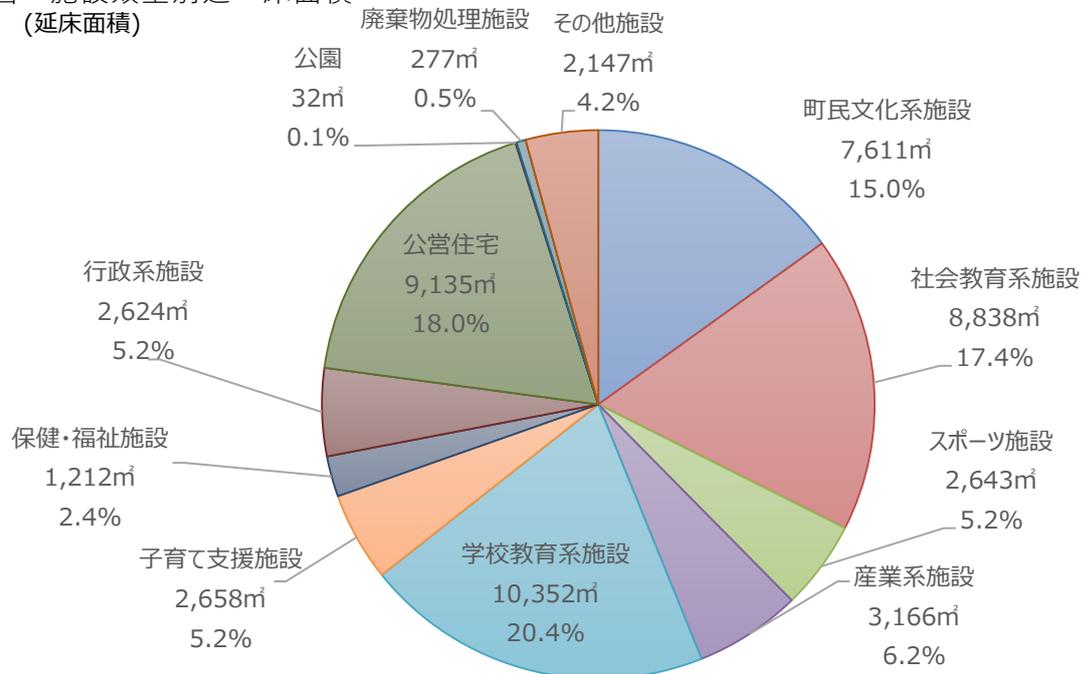
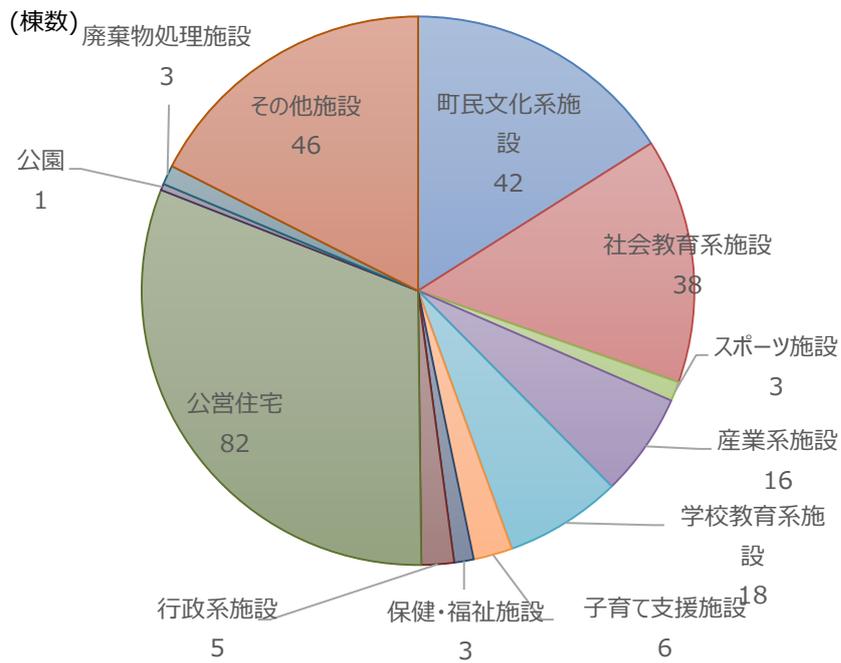
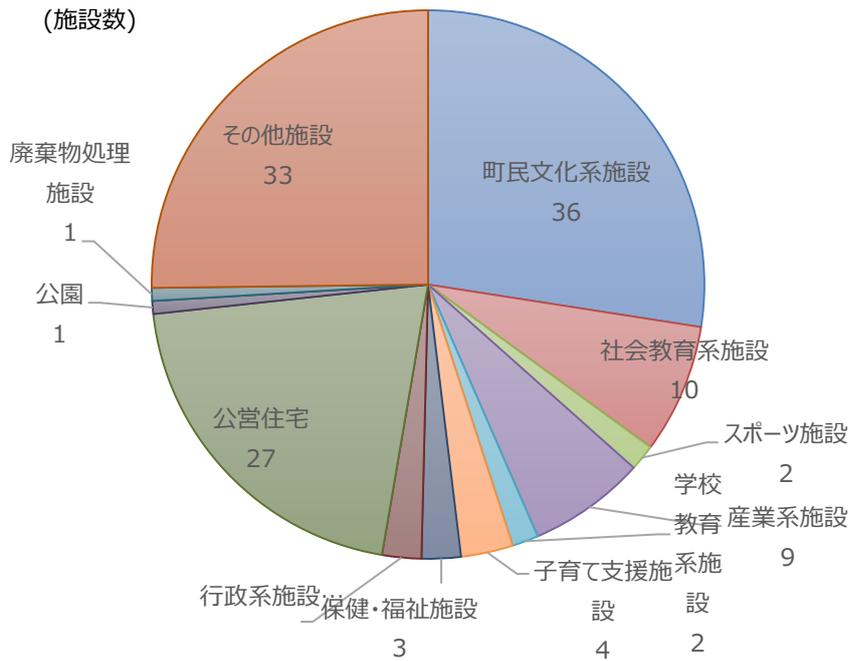


表 施設類型別施設数、棟数、延床面積

分類	施設数	棟数	延床面積(㎡)	割合
町民文化系施設	36	42	7,611㎡	15.0%
社会教育系施設	10	38	8,838㎡	17.4%
スポーツ施設	2	3	2,643㎡	5.2%
産業系施設	9	16	3,166㎡	6.2%
学校教育系施設	2	18	10,352㎡	20.4%
子育て支援施設	4	6	2,658㎡	5.2%
保健・福祉施設	3	3	1,212㎡	2.4%
行政系施設	3	5	2,624㎡	5.2%
公営住宅	27	82	9,135㎡	18.0%
公園	1	1	32㎡	0.1%
廃棄物処理施設	1	3	277㎡	0.5%
その他施設	33	46	2,147㎡	4.2%
合計	131	263	50,694㎡	100.0%

図 施設類型別施設数、棟数



②建築年度

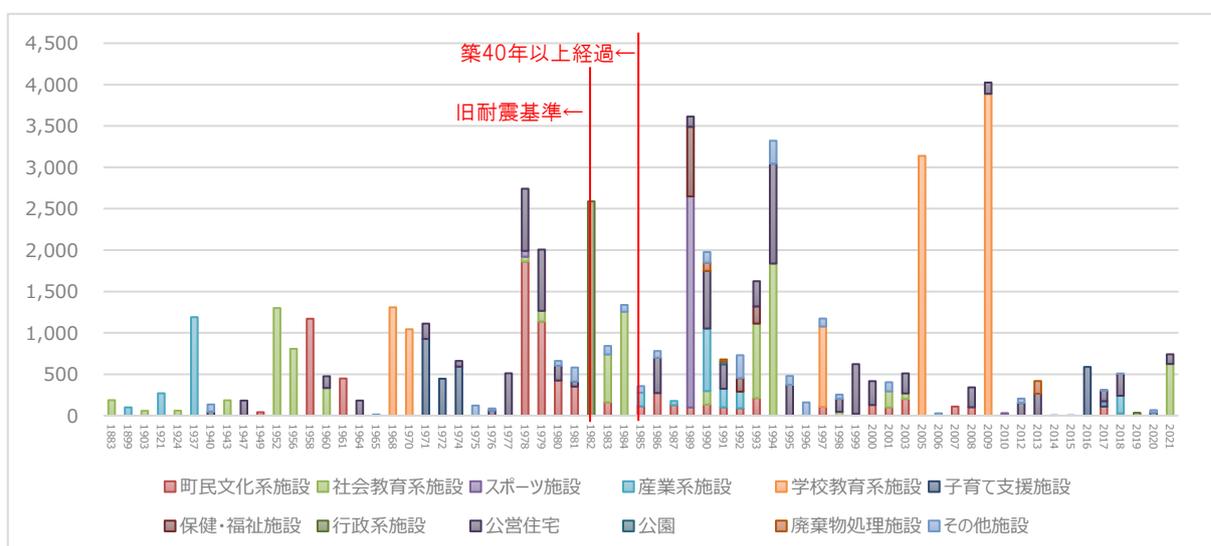
読書村、吾妻村、田立村が合併して南木曾町となった昭和 36 年ごろ、当時小学校であった現在の社会教育施設や分館が多く整備され、その後、昭和 40 年代から平成初期にかけて、役場庁舎、保育園、各地区の集会所、公営住宅等が順次整備されてきました。現在、建築からの平均経過年数は 30 年となっています。

これまでの公共建築物の建替えは、建築後 40 年から 50 年程度で更新されてきました。

すでに建築後 40 年を経過している施設（昭和 59 年（1984 年）以前に建築した施設）は、22,860 m²、全体の 45% となっています。

また、旧耐震基準である昭和 56 年（1981 年）6 月以前に建築された施設は 20,681 m²、全体の 40.8% となっています。このうち 17% は耐震改修を行っており、昭和 56 年（1981 年）以降に建築された建物についても、順次耐震診断を行いながら、必要に応じて耐震改修を行っています。

図 公共建築物の築年度別延床面積

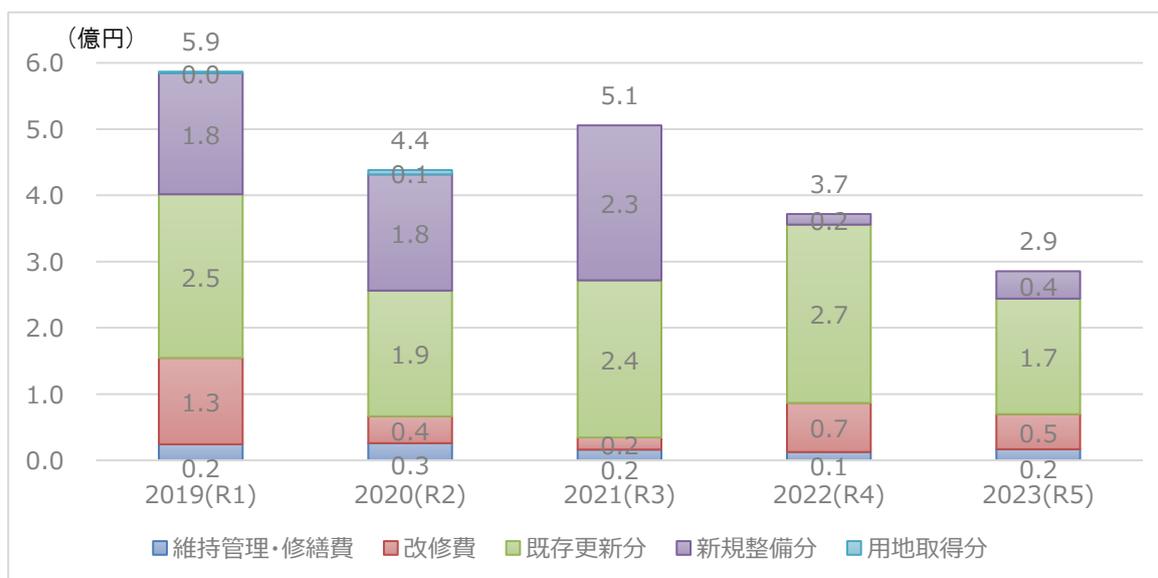


③投資的経費・維持管理経費の現状

直近5年の施設更新等の投資的経費（既存更新分及び新規整備分・用地取得分、改修費）の合計は20.9億円で、平均4.2億円／年となっており、推移をみると令和元年度、令和3年度では5億円以上となっています。

また、施設の維持管理に係る経費の直近5年の合計は約1億円であり、平均0.2億円／年となっており、推移をみると横ばいとなっています。

図 直近5年の施設更新・維持管理経費



維持管理・修繕費：施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。

改修費：公共施設等を直すこと。なお、改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。

(2) 公共建築物の今後の見通し

現在保有する施設が全て耐用年数経過時に単純更新した場合の中長期的な更新費用を推計します。

①年当たりの平均費用

次図は過去5年間の公共建築物全体に対する投資的経費の実績（2019～2023年度までの表示）と、今後40年間にかかると予想される更新費用の推計値（2024年度以降の表示）です。

今後40年間、現在ある全ての公共施設約5.1万㎡を保有し続けた場合にかかる更新費用は243.2億円となり、年平均では6.1億円となります。直近5年間（2019～2023年度）の投資的経費の実績（既存更新分及び新規整備分、用地取得分）は年平均3.6億円（グラフ中の赤色の線）ですが、これの1.7倍となります。

②ピーク

まず2025年度に大規模改修によるピークを迎え、その後、2028年度から建替えに要する費用が増え始め、2039～2040年度に建替えと大規模修繕による費用のピークを迎えます。

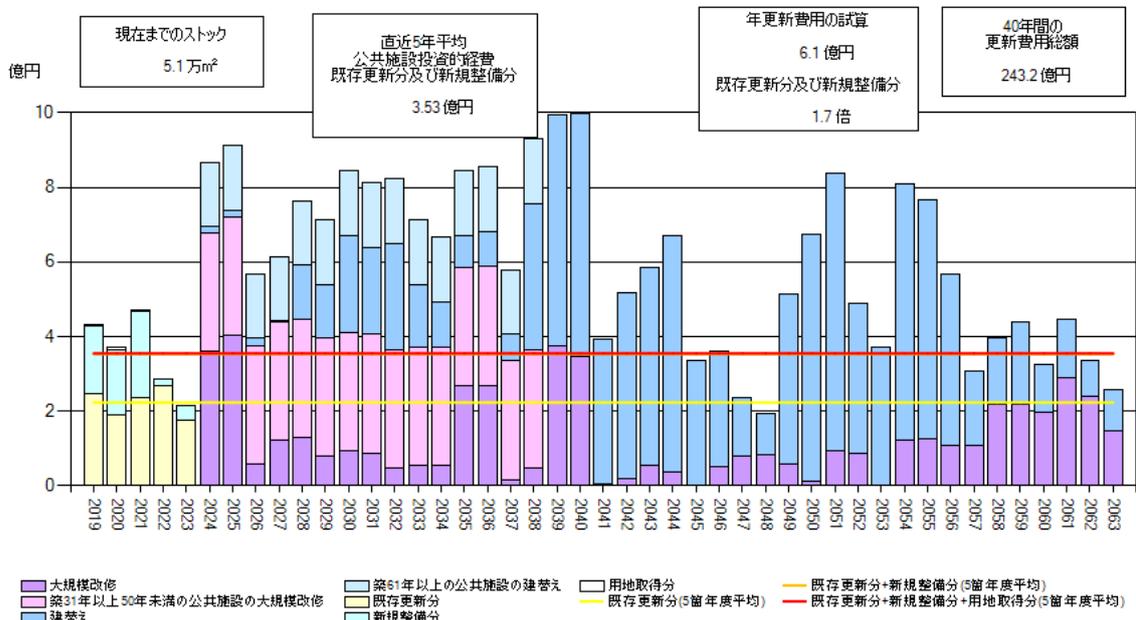
③費用内訳

2038年度までに「築31年以上50年未満の公共施設の大規模改修」※及び「大規模改修」にまとまった費用が必要になります。

2038年度以降から「建替え」に対する費用が多くを占めるようになり、2038～2040年度には10億円前後の費用が掛かります。

※大規模改修が実施されなければならない築後30年を、現時点ですでに経過している施設が存在します。改修はすぐに実施することになりますが、ここでは改修費用の総額を今後10年間に割り振っています。

図 公共建築物全体の更新費用



<推計の前提条件>

- ・今後新たな建設は行わない。
- ・建設後 60 年で更新（建替）を実施する。建替期間は 3 年とする。更新費は建設費と同額とする。単年度に負担が集中しないように建て替え時は費用を 3 年間に分割する
- ・建設後 30 年で大規模改修を実施する。修繕期間は 2 年とする。改修時の費用は 2 年間に分割する。
- ・物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は無視する。
- ・大規模改修及び更新（建替）単価は次のとおりとする。

表 大規模改修及び建替単価 （単位：万円/m²）

大分類	大規模改修	更新（建替）
町民文化系施設	25	40
社会教育系施設	25	40
スポーツ・レクリエーション系施設	20	36
産業系施設	25	40
学校教育系施設	17	33
子育て支援施設	17	33
保健・福祉施設	20	36
医療施設	25	40
行政系施設	25	40
公営住宅	17	28
公園	17	33
供給処理施設	20	36
その他	20	36

出典：更新費用試算ソフト（総務省）

3 インフラ系公共施設の現状と今後の見通し

(1) 道路

①現状

a. 保有量

現在、南木曾町が所有する道路の状況は、次のとおりです。

平成26年度には道路ストックの総点検を実施し、主要道路等の路面状況、法面状況を確認しましたが、老朽化による劣化・破損が避けられない状況にあります。現在、日常のパトロールや点検により、道路路面・法面の破損箇所の補修を部分的に行い、破損の大きい箇所については、点検結果に基づき計画的に修繕を実施しています。

表 町道の内訳

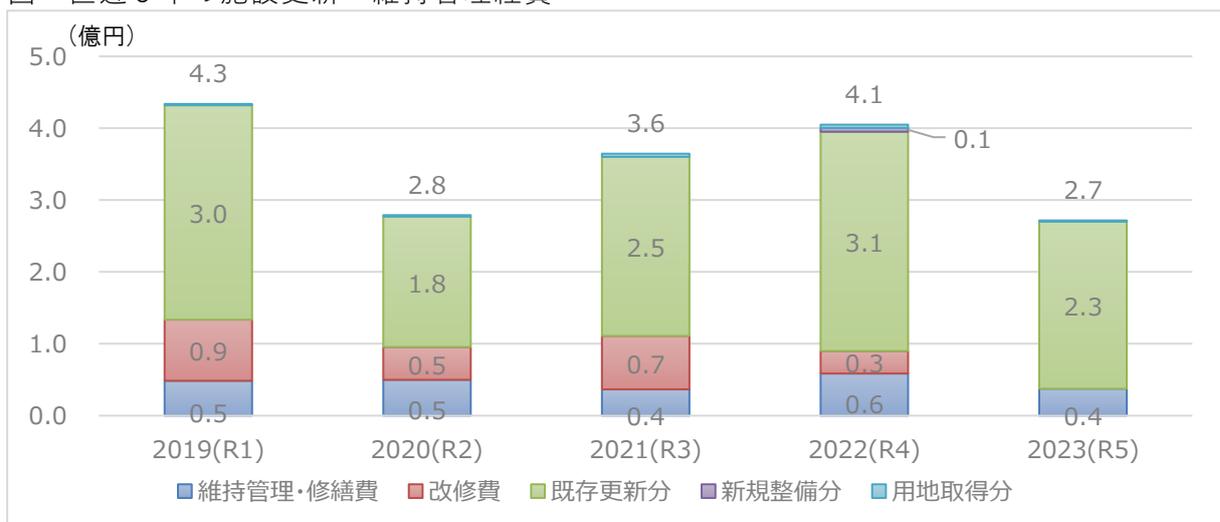
分類	内訳		
一般道路	延長	合計	164,840m
自転車歩行者道	延長	合計	39,273m

b. 投資的経費・維持管理経費の現状

直近5年の施設更新等の投資的経費（既存更新分及び新規整備分・用地取得分、改修費）の合計は15.2億円で、平均3億円／年となっています。

また、施設の維持管理に係る経費は、合計で2.3億円であり、平均0.5億円／年となっています。減価償却が進み老朽化する中で今後も同程度の維持管理費が必要になると考えられます。

図 直近5年の施設更新・維持管理経費

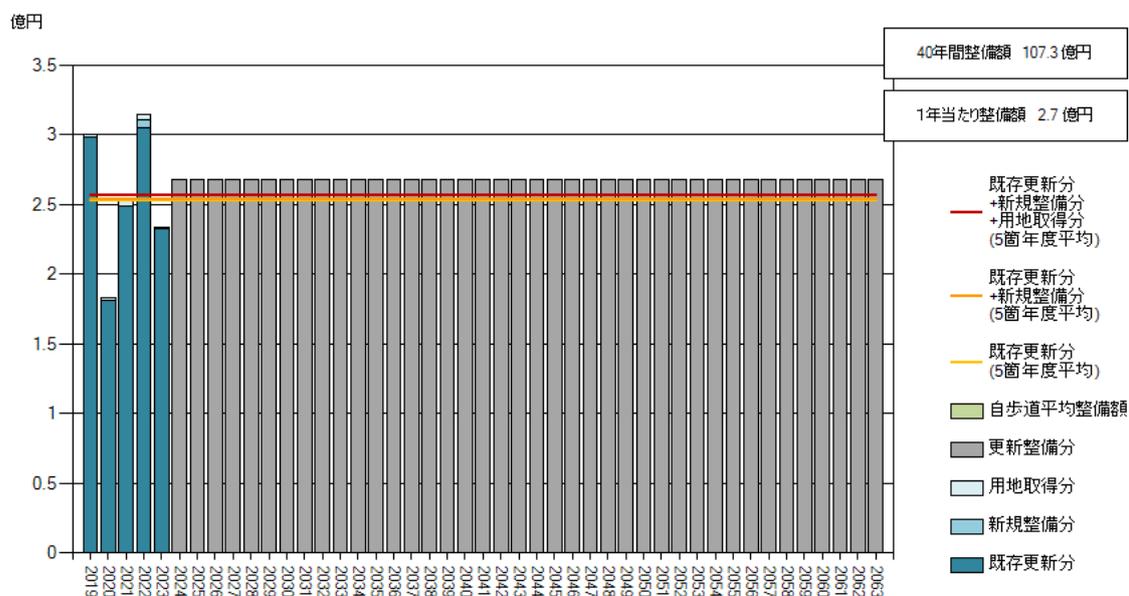


②今後の見通し

40年間に掛かる費用総額は107億円で、年当たりでは約2.7億円です。全道路面積の15分の1を毎年更新するため、毎年必要な更新費用は一定になります。

過去5年間（2019～2023年度）の投資的経費の実績は年平均2.6億円（グラフ中の赤色水平線）であるため、おおむね同程度の費用が必要になります。

図 道路の更新費用



< 推計の前提条件 >

- ・ 今後新たな整備は行わない。
- ・ 舗装の耐用年数を15年とし、道路の全整備面積をこの15年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定する。
- ・ 更新単価は、4,700円/m²（出典：更新費用試算ソフト（総務省））とする。

(2) 橋梁

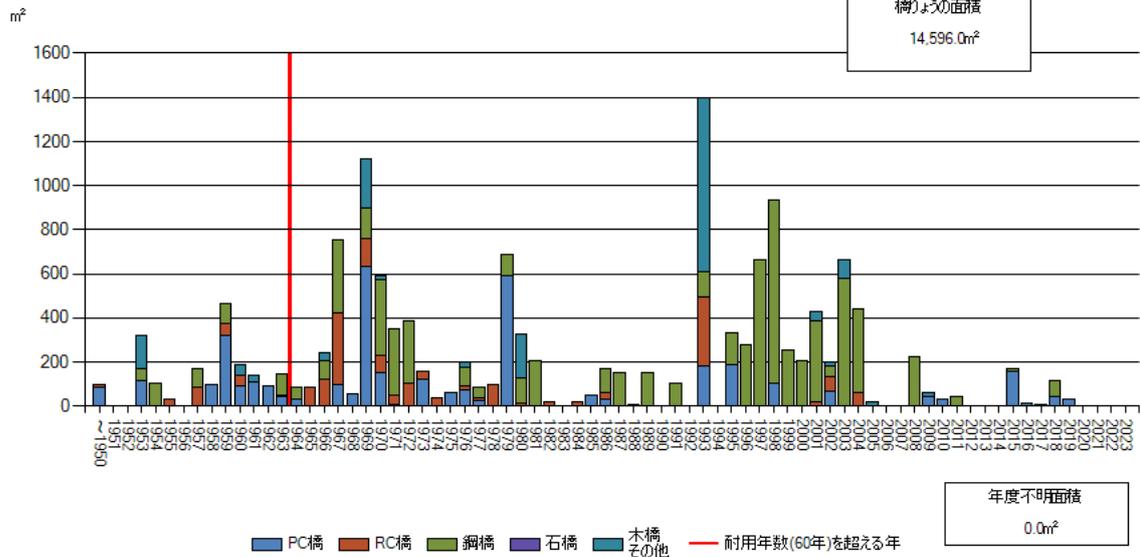
①現状

a. 保有量の推移

橋梁の総面積は 14,596 m²です。橋梁は、古いものでは 1950 年以前に建設されており、整備量のピークは 1993 年度となっています。

赤い縦線は、これより左側が現時点で耐用年数 60 年を超過している橋梁を示しており、1963 年度以前に整備された 48 本、1,871.3 m²が耐用年数を超過しています。

図 橋梁の建設年度別面積

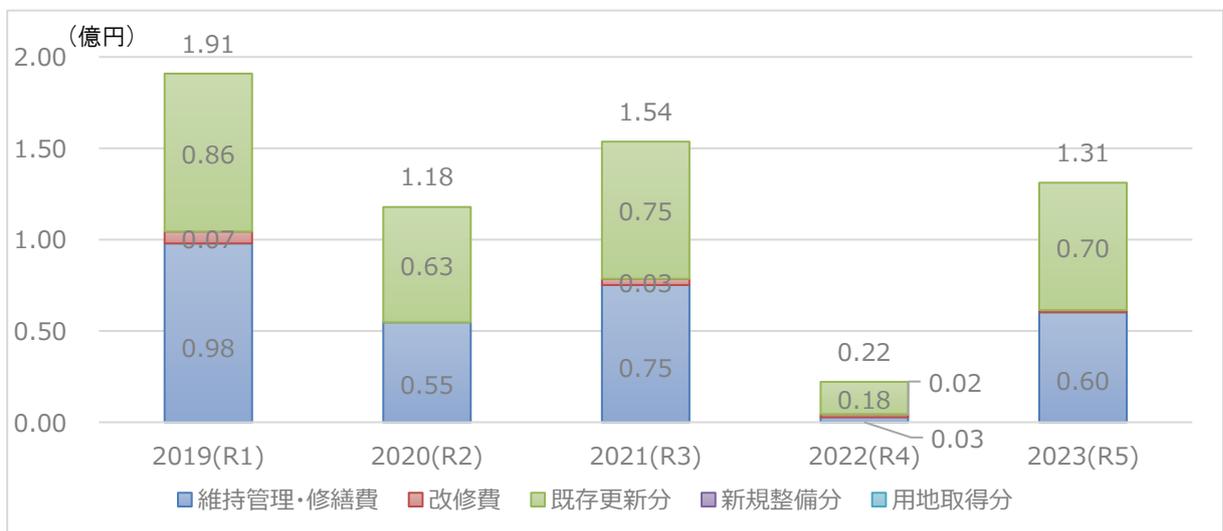


b. 投資的経費・維持管理経費の現状

直近 5 年の施設更新等の投資的経費（既存更新分及び新規整備分・用地取得分、改修費）の合計は 3.3 億円で、平均 0.7 億円／年となっています。

また、施設の維持管理に係る経費は、合計で 2.9 億円であり、平均 0.6 億円／年となっています。

図 直近 5 年の施設更新・維持管理経費



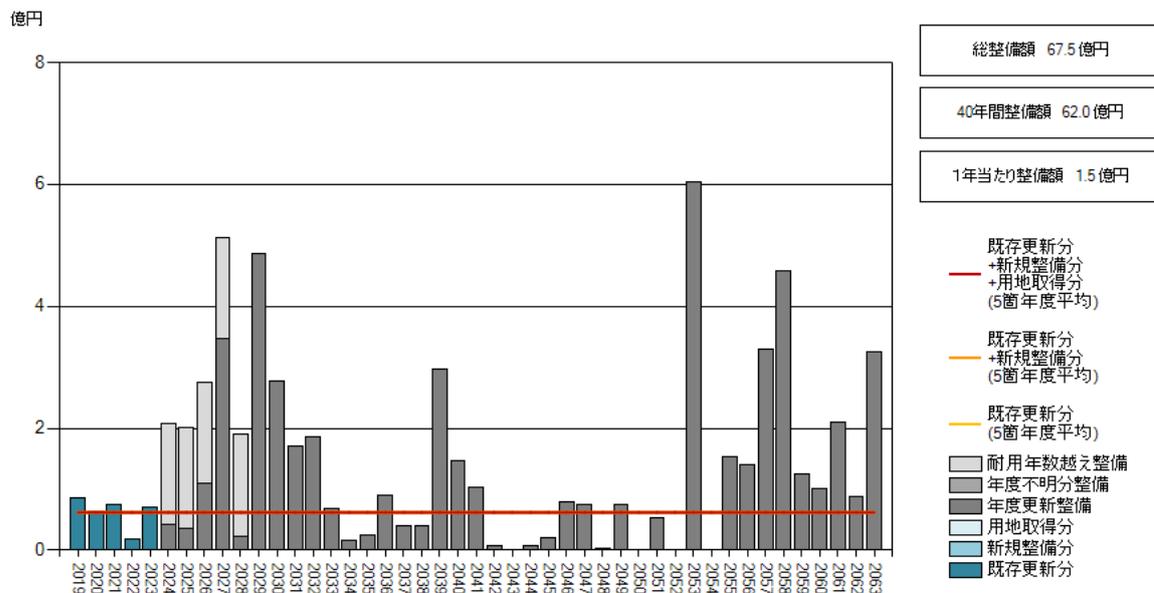
②今後の見通し

40年間にかかる費用総額は62.0億円で、年当たりでは1.5億円です。

過去5年間（2019～2023年度）の投資的経費の実績は年平均0.6億円（グラフ中の赤色水平線）であるため、毎年2.5倍の予算を確保する必要があります。

しかし、年度別に金額の差があり、特に2053年度は約6億円の費用が必要となります。

図 橋梁の更新費用



< 推計の前提条件 >

- ・ 今後新たな整備は行わない。
- ・ 整備した年度から法定耐用年数の60年を経た年度に更新すると仮定する。
- ・ 更新単価は次のとおりとする。

RC橋 : 425 千円/m²

PC橋 : 425 千円/m²

鋼橋 : 500 千円/m²

木橋その他 : 425 千円/m²

出典：更新費用試算ソフト（総務省）

(3) 簡易水道

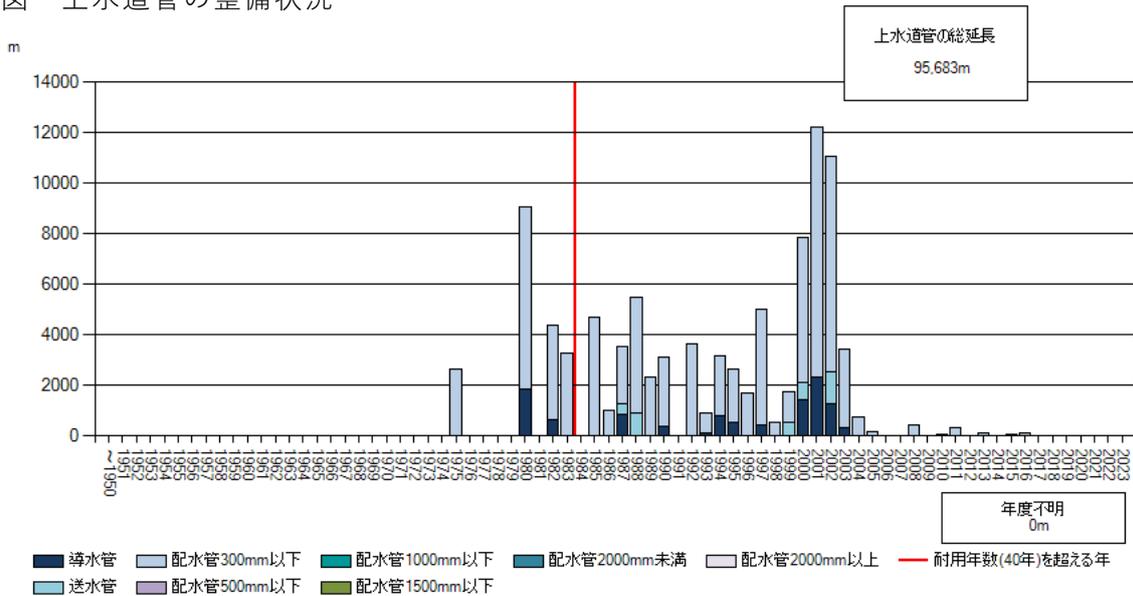
①現状

a. 保有量の推移

上水道管の総延長は 95,683m となっています。

赤い縦線は、これより左側が、現時点で耐用年数 40 年を経過している上水道管を示しており、現時点で耐用年数を経過している上水道管は 19,460m で約 20% となっています。

図 上水道管の整備状況

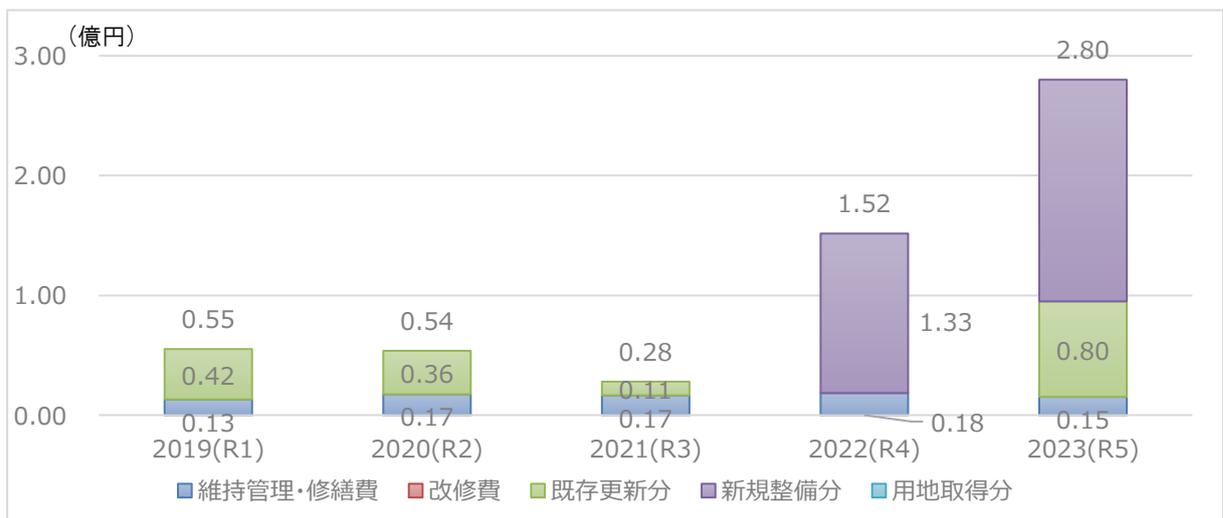


b. 投資的経費・維持管理経費の現状

直近 5 年の施設更新等の投資的経費（既存更新分及び新規整備分・用地取得分、改修費）の合計は 4.9 億円で、平均 1 億円／年となっています。

また、施設の維持管理に係る経費の合計は 0.8 億円で、平均 0.16 億円／年となっております。概ね横ばいで推移しています。

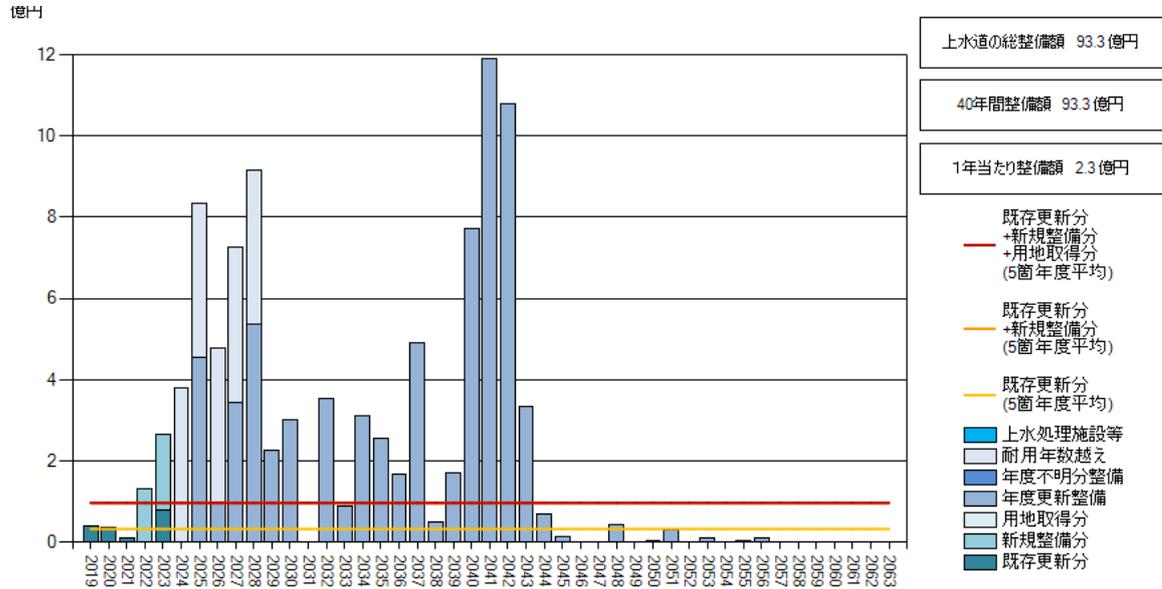
図 直近 5 年の施設更新・維持管理経費



②今後の見通し

40年間にかかる費用総額は93.3億円で、年あたりでは2.3億円です。過去5年間の投資的経費の実績が年平均0.98億円であることから、毎年約2.4倍の費用が必要となります。

図 上水道の更新費用



< 推計の前提条件 >

- ・ 今後新たな整備は行わない。
- ・ 整備した年度から法定耐用年数の40年を経た年度に更新すると仮定する。
年度不明分については、40年で割った面積を均等に更新すると仮定する。
- ・ 更新単価は次のとおりとする。

導水管	300 mm未満：	100 千円/m
送水管	300 mm未満：	97 千円/m
配水管	50 mm以下：	97 千円/m
	150 mm以下：	97 千円/m

(4) 下水道

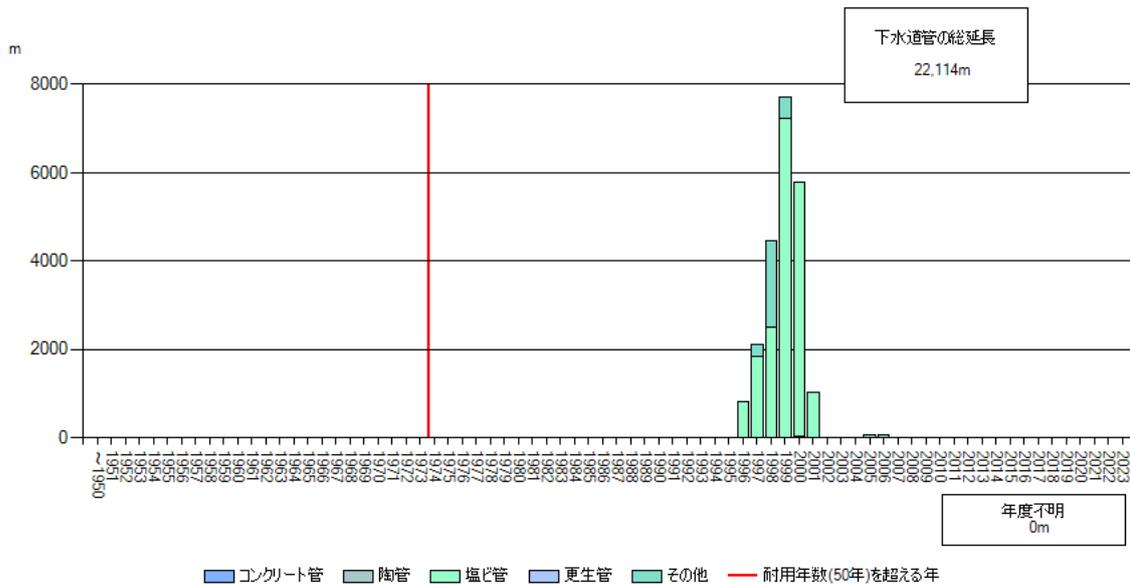
①現状

a. 保有量の推移

下水道管の総延長は 22,114m となっており、1996 年以降に整備されています。

赤い縦線は、これより左側が、現時点で耐用年数 50 年を経過している下水道管を示しますが、耐用年数を経過しているものはありません。

図 下水道管の敷設年別延長

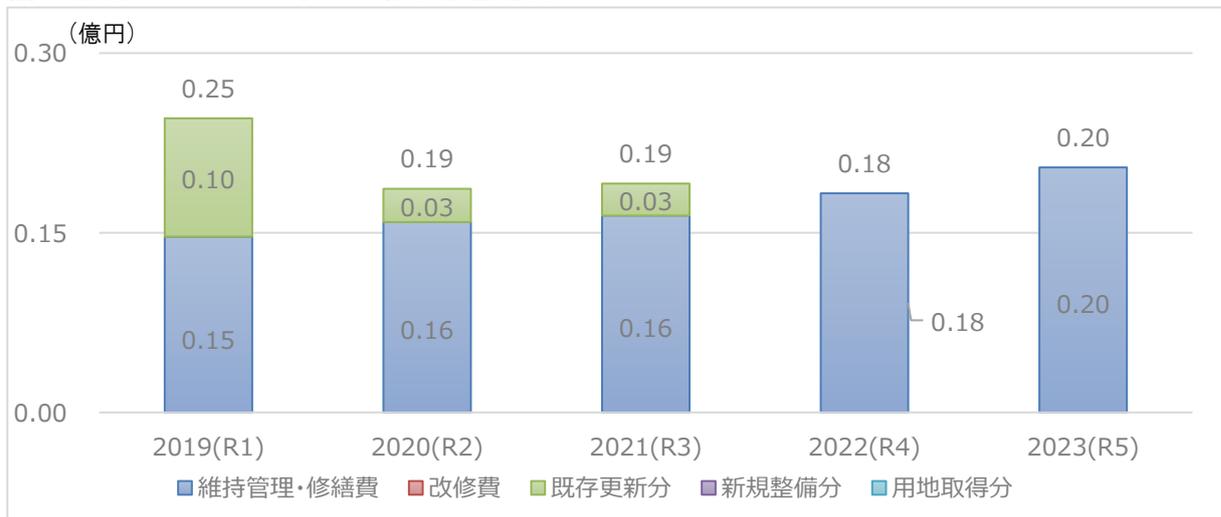


b. 投資的経費・維持管理経費の現状

直近 5 年の施設更新等の投資的経費（既存更新分及び新規整備分・用地取得分、改修費）は、累計で 16 百万円であり、平均 3 百万円／年となっています。

また、施設の維持管理に係る経費は、累計で 86 百万円、平均 17 百万円／年となっています。維持管理費は、年間 15～20 百万円前後で推移しています。

図 直近 5 年の施設更新・維持管理経費



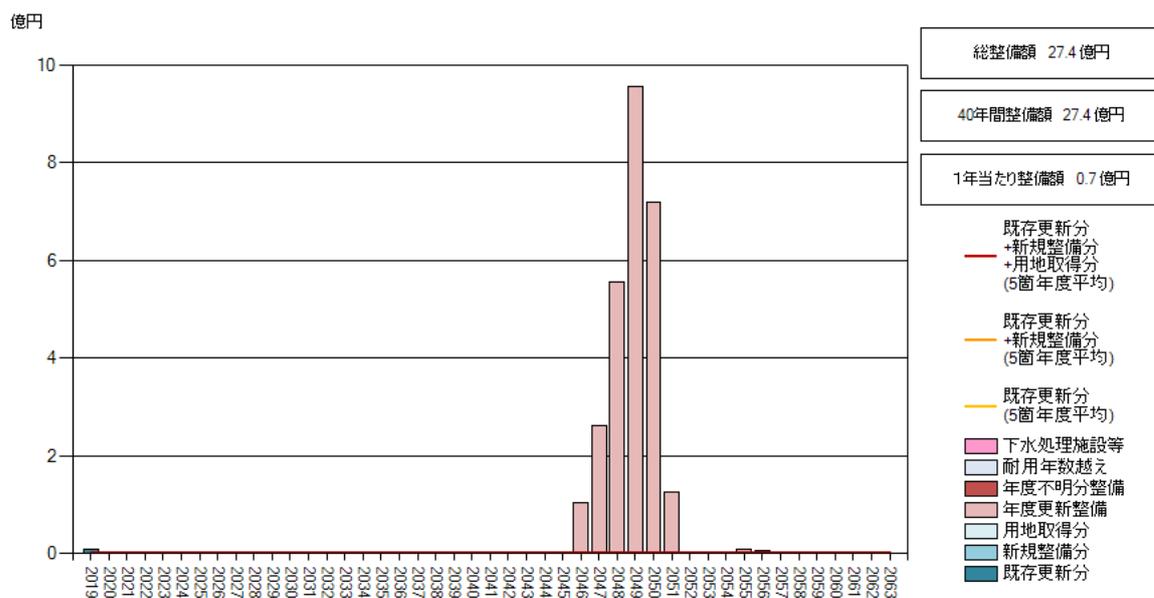
②今後の見通し

40年間にかかる費用総額は27.4億円で、年当たりでは0.7億円となっています。

過去5年間の投資的経費の実績0.16億円（年平均、グラフ中の赤水平線）であることから、約4.4倍の費用が必要となります。

下水道管の更新費用は2047～2050年度は1億円以上の費用が掛かり、2049年度は約10円の費用が掛かる見通しとなっており、平準化を図る必要があります。

図 下水道の更新費用



< 推計の前提条件 >

- ・今後新たな整備は行わない。
- ・整備した年度から法定耐用年数の50年を経た年度に更新すると仮定する。
年度不明分については、50年で割った面積を均等に更新すると仮定する。
- ・管種別更新単価は次のとおりとする。

コンクリート管：	124千円/m
陶管：	124千円/m
塩ビ管：	124千円/m
更生管：	134千円/m
その他：	124千円/m

出典：更新費用試算ソフト（総務省）

4 公共施設等に関するこれまでの実績

(1) 過去に行った対策の実績

①公共建築物

直近5ヵ年では、下表の事業を進め、公共施設等の管理適正化を図ってきました。

長寿命化においては、南木曾中学校体育館や役場庁舎、総合福祉センターの改修を実施しています。

また、施設の老朽化から、町営住宅や妻籠社会教育施設等の除却を実施しています。

表 長寿命化の実績

実施年度	施設名	建設年度	面積	備考
令和元年度	南木曾中学校体育館	1970	1,044.0	長寿命化
令和2年度	南木曾町役場庁舎	1982	2,133.5	非常用発電機設置
令和2年度	南木曾町総合福祉センター	1989	840.9	LED化
令和4年度	南木曾町役場庁舎	1982	2,133.5	外壁及び屋根の改修（長寿命化）
令和5年度	南木曾町総合福祉センター	1989	840.9	西側ボイラー設備等改修

表 除却の主な実績

実施年度	施設名	建設年度	面積
令和元年度	町営住宅住吉団地（1棟2戸（8号・9号））	1960	89.4
令和2年度	町営住宅下切団地（1棟1戸）	不明	不明
令和3年度	妻籠社会教育施設（旧妻籠小中学校）	1956	807.0
令和4年度	町営住宅天白団地119号	不明	不明
令和4年度	妻籠分館	1960	411.1
令和5年度	町営住宅中折団地78号	1947	182.6

②道路

総合管理計画策定以降、道路の適切な維持管理に努めていますが、直近5年では新設、大規模な更新は実施していません。

③橋梁

橋梁については長寿命化修繕計画に基づき計画的に修繕を行っており、直近5ヵ年では、2本の長寿命化改修を実施しています。

表 長寿命化改修の実績

実施年度	橋梁数	延長	面積	備考
令和3年度	2	35.5m	71㎡	令和7年度完了予定

④上下水道

上下水道については、直近5ヵ年での耐震化、長寿命化の改修実績はありません。

(2) 有形固定資産減価償却率の推移

平成28年度末から令和4年度末の時点での有形固定資産の減価償却率の推移をみると、建築物については若干ですが減少しており、工作物は増加傾向にあります。

表 有形固定資産減価償却率の推移

区分	平成28年度末	令和2年度末	令和4年度末
建築物	41.4%	40.8%	40.5%
工作物	18.4%	23.0%	26.4%

資料：南木曾町附属明細書

5 公共施設等全体のまとめ

(1) 公共施設等全体の投資的経費・維持管理経費の推移

過去 5 年間の投資的経費の実績（既存更新分及び新規整備分・用地取得分、改修費）は合計 44.4 億円で、年平均 8.9 億円となっています。維持管理経費は合計 7.9 億円で、年平均で 1.6 億円となっています。

項目別割合をみると、投資的経費は、公共建築物の割合が最も高く、全体の 47.1% を占めており、次いで、道路が 34.3%、上水道が 11.0% となっています。また、維持管理経費においては、橋梁が最も高く 37.1%、次いで公共建築物が 29.5% を占めています。

図 公共施設等全体の投資的経費・維持管理経費の推移

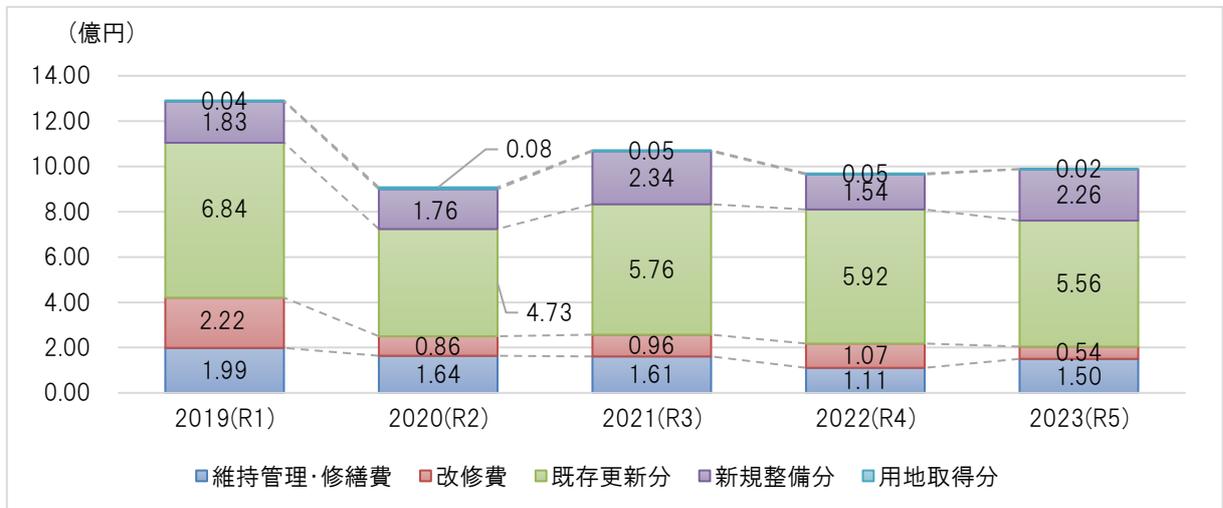


図 項目別投資的経費構成比（5年合計）
（単位：億円）

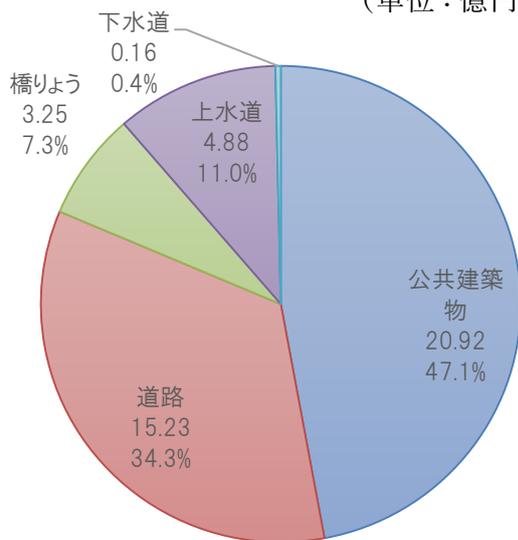
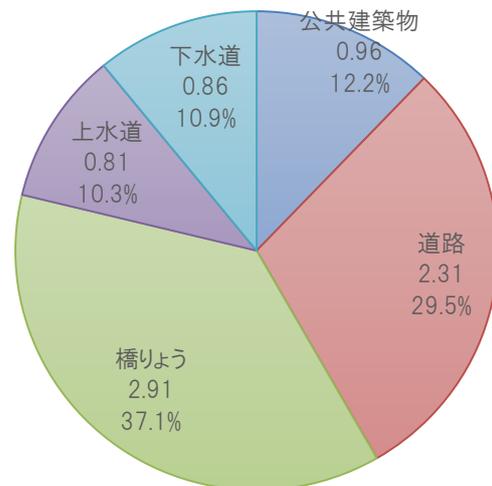


図 項目別維持管理経費構成比（5年合計）
（単位：億円）



(2) 公共施設等全体の今後の見通し

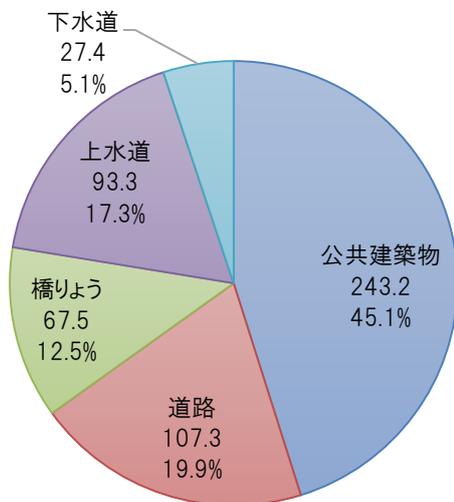
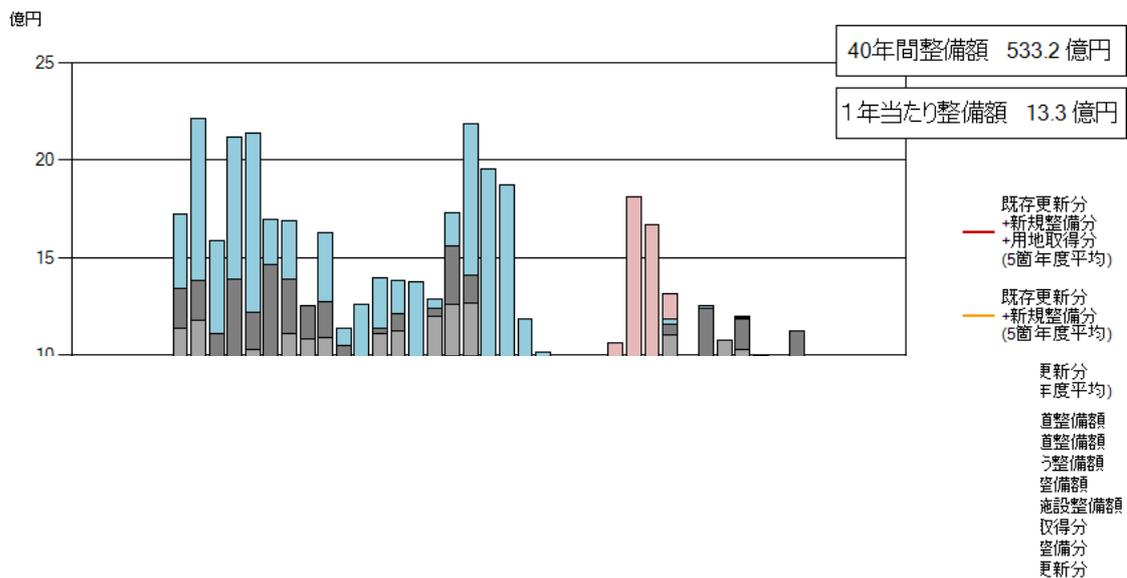
各項目の更新費用の見通しをまとめると、40年間にかかる費用総額は533.2億円で、年当たり必要となる更新費用は約13億円です。

過去5年間(2019～2023年度)の投資的経費の実績は年平均7.8億円(グラフ中の赤色線)となっており、これの約1.7倍に相当します。

更新費用のピークをみると、2025年度、2026～2027年度、2040年度に20億円以上の更新費用が必要になると推計されています。

更新費用の項目別割合をみると、公共建築物が最も高く全体の45.1%、次いで道路が19.9%を占めています。

図 公共施設等全体の更新費用



第3章 公共施設等を取り巻く課題の整理

(1) 将来人口の見通し

当町の人口は減少傾向にあり、令和2年国勢調査で3,915人となっています。今後は人口減少により、公共施設の利用数が減少し、施設の遊休化が進む事が考えられます。また、少子高齢化の進行により、必要となる施設の内容も変化していく事も考えられます。

人口ビジョン、総合戦略に掲げる人口減少を抑制する施策を講じつつも、将来の人口規模、人口構造を想定しながら、公共施設総量の適切な調整、町民のニーズに対応した施設サービスの見直し等を検討していく必要があります。

(2) 施設の老朽化

当町の公共施設の整備状況を建築年度別に延床面積で見ると、昭和40年代後半から行政系施設や公営住宅が集中的に整備され、その多くが今後20年の間に耐用年数を迎えることとなり、老朽化や耐震化の問題に直面しています。旧耐震基準が適用されていた時期である昭和56年以前に整備されたものは45%にのぼり、安心・安全の観点から課題がある公共施設や老朽化が深刻な状況にある公共施設が多くあることが分かります。老朽化施設については、必要性の精査も行ったうえで、今後のあり方を検討していく必要があります。

(3) 公共施設の更新時期の集中およびその他施設やインフラ資産の更新

現在当町が保有する普通会計の施設を、耐用年数経過後に同じ規模（延床面積）で更新したと仮定した場合、今後40年間の更新費用の総額は約533億円で、試算期間における平均費用は年間約13億円となります。普通会計の過去5年間の投資的経費及び維持補修費は、平均7.8億円/年であることから毎年度、5.2億円不足します。財源としては、建物等については、未利用財産の新規貸付先の開拓、払い下げ、インフラ資産については社会資本整備総合交付金や電源立地地域対策交付金、地方債を予定していますが不確定な要素を多く含んでいます。

特に今後20年の間に大規模改修や建替えが集中しており、年度によっては多額の更新費用が見込まれます。加えて、普通会計建物以外のその他施設やインフラ資産についても更新が必要となるため、それらを加味した上で、整備金額が集中する“負担の山”を考慮に入れながら検討していくことが必要です。

(4) 公共施設にかけられる財源の限界

生産年齢人口の減少等に伴って町税収入の減少が見込まれ、扶助費等の歳出は増加することが見込まれます。整備された公共施設等の機能を適切に保つためには、維持管理や運営に係る経常的な費用のほか、大規模修繕なども必要となります。このように、公共施設の整備更新や維持管理に支出できる財源には限界があることを前提に、公共施設のあり方を検討する必要があります。

第4章 公共施設等総合管理計画基本方針

1 3つの基本方針

少子高齢化、人口減少による過疎化、産業経済の衰退等により当町の財政状況は依然厳しく、また公共施設を取り巻く環境も大きく変化する中、当町が保有する適正な公共施設の量を検証し、効果的な修繕・建て替えや施設の再編を行っていく必要があります。

今後の公共施設のあり方については、私たち現世代の受益だけではなく、次の世代に大きな負担を課さないよう、早急に検討していかなければなりません。

ついては、当町における今後の施設の維持管理・更新に係る基本的な方針を次のとおり定めることとします。

【基本方針1】

総資産量の適正化

- ◆公共施設のあり方や必要性について、安全性はもちろん、住民ニーズや必要性、費用対効果などの面から総合的に評価を行い、将来の人口や年齢構成などを見据え、適正な施設保有量を実現します。
- ◆公共建築物については、人口減少や厳しい財政状況等を十分に考慮し、必要なサービス水準を確保しつつ施設総量の縮減を図ります。また、インフラ資産については、住民生活における重要性及び施設種別ごとの特性を考慮し、中長期的な経営視点に基づくそれぞれの整備計画等に則した総量の適正化を図ります。

【基本方針2】

長寿命化の推進

- ◆今後も保有していく公共施設については、これまでの事後保全から定期的な点検・診断を実施し、計画的な維持修繕を行う予防保全への転換をすすめ、長期にわたる安心・安全なサービスの維持に努めるとともに、財政負担の軽減と平準化を図ります。

【基本方針3】

民間活力の導入

- ◆民間企業等の持つノウハウや資金を積極的に導入し、サービス水準を維持しながら財政負担の軽減と効率的な維持管理に努めます。

2 具体的な取り組み

(1) 総資産量の適正化

①公共建築物

- ◆保有施設を廃止、複合化、集約化、用途変更など、施設の保有総量の縮減に取り組みます。
- ◆施設の新設が必要不可欠と判断したもののみ整備することとし、その際には、中長期的な総量抑制とライフサイクルコストを十分考慮したうえで行います。
- ◆更新を予定していない施設が、点検・診断等により危険性が高いと判断された場合や、老朽化により現在使用しておらず、今後も使用見込みのない施設については、優先的に予算措置を行い撤去することを検討します。
- ◆施設の廃止により生じる跡地については、原則売却します。

②インフラ資産

- ◆インフラに対する整備費のうち、多くの割合を占める道路等の新設及び拡幅工事といった道路改良に関する経費については、住民の安全上必要なものを除き、優先順位をつけながら、極力抑制することに努めます。
- ◆必要な整備については、中長期的な視点を見据えた計画的な実施を検討します。

(2) 長寿命化の推進

①公共建築物

- ◆長期的な修繕計画の策定や日々の点検等の強化など、計画的な維持管理（計画保全）を推進することで、施設を安全に長持ちさせるとともに、ライフサイクルコストを削減します。
- ◆建替え更新時期の集中化を避けることにより、歳出予算の平準化を図ります。
- ◆耐震化未適合施設については、本計画の方針に沿って当該施設の必要性を判断したうえで、存続と判断された施設については、耐震化率向上を目指し、計画的・効果的な整備実施を図ります。

②インフラ資産

- ◆道路（舗装など）、橋梁、上下水道といった施設種別ごとの特性や施設の重要性を考慮した計画的な維持管理を行います。
- ◆ライフサイクルコストを考慮し、インフラ資産を安全に長持ちさせます。

(3) 民間活力の導入

①公共建築物

- ◆官民の役割分担を明確にし、PPP/PFI等の手法を用い、民間活力を施設の整備や管理を積極的に導入するなど、民間事業者等の資金やノウハウを活用したサービス提供を推進します。
- ◆公の施設で、町が保有し続ける必要が少ないと判断された施設については、総量縮減に向けて取り組むこととし、民間の活力を生かした機能の維持・向上を期待できるものについては、民間等への譲渡等についても視野に入れ検討します。

②インフラ資産

- ◆新技術や新制度を取り入れ、効率的な維持管理を検討します。
- ◆PPP/PFI等の手法を用い、民間活力を用いた施設整備や管理の導入について検討します。
- ◆包括的民間委託発注等の効率的な契約方法の検討を行います。

3 計画の実行

(1) 公共建築物

①方向性の検討

施設分類別に利用度、維持管理コスト、老朽化度を分析するとともに、将来的な住民ニーズの予測や政策適合性を加味し、各分類の長期的な施設整備の方向性を示します。

②現状把握

「施設カルテ〔町が保有している公共施設ごとに、施設基本情報（施設名称、所管課、所在地、延床面積など）、供給情報（利用状況など）、財務情報（歳出、歳入など）などに関する情報をまとめたもの〕」により、施設評価における基礎的データとして活用するとともに、総務課において集約することで公共施設等の一元管理を図り、その情報を全庁で共有します。

③施設評価の実施

「施設カルテ」をもとに、利用度、維持管理コスト、老朽度など、定量的な視点での評価、住民意見等を踏まえた評価を行い、「継続」、「改善」、「用途廃止」、「施設廃止」等の個別施設の評価・判定を行います。

④個別施設評価に基づく実行

「継続」、「改善」、「用途廃止」、「施設廃止」等の評価結果に基づき、中長期的な個別施設計画を策定し、計画に沿った取り組みを実行していきます。

(2) インフラ資産

①方向性の検討

上下水道、橋梁等といった施設種別ごとに、整備状況や老朽化の度合い等から、方向性を検討します。その結果から施設の重要度に応じた、本計画に基づく個別の維持管理計画を策定し、施設の特性に合った管理水準を設定します。

②現状把握

定期的な点検により劣化状況等を把握し、評価するとともにデータの蓄積を行います。

③更新・補修の実施

点検に基づいた短中期の更新・補修計画を策定し実施します。

④取り組みの見直し

施設の状況、財政状況等を総合的に判断し、管理水準等の見直しを行うとともに目標を再設定し実行します。

4 計画の推進体制

(1) 推進体制

総合管理計画の推進にあたり、総務課は、施設の各部門を横断的に管理し、施設総体を把握し、一元的に管理する役割を担います。横断的に事業担当部署との情報共有、調整しながら方針の改定や目標の見直しを行います。

(2) 庁内の連携

長期的な視点から策定した施設整備・管理運営の計画も、財政措置があってはじめて実行に移すことができるものであり、効果的かつ効率的な管理を実施していくには、事業担当部署との連携が必要不可欠です。そのため、総合管理計画の導入により、新たに必要となる経費については、全体の予算編成を踏まえながらその確保に努めることとします。また、総合管理計画による事業優先度判断に応じた予算配分の仕組みづくりについて今後検討していきます。

(3) フォローアップ

- ◆総合管理計画の内容については、今後の財政状況や環境の変化に応じて、適宜見直しを行うと共に、町の「総合計画」見直しに合わせ進捗状況の評価を実施し見直します。
- ◆公共施設マネジメントを実行していくためには、職員が公共施設の現状や公共施設マ

ネジメントの導入意義等を十分理解し、これまでの対処療法的な維持管理から、経営的視点に立った計画的な維持管理への方向転換を図るとともに、職員自らが創意工夫をしていくことが重要です。そのため、研修会等を通じて意識啓発に努め、施設経営のあり方やコスト意識の向上に努めていきます。

- ◆公共施設の適正化の検討にあたっては、議会や住民に対し随時情報提供を行い、町全体で認識の共通化を図ります。

5 情報管理

公共施設の情報管理に関して、今後、以下の取組を検討します。

- ◆組織内の各部門に散在する関連データをそれぞれの部門から収集し、一元化して情報管理するための情報管理体制を構築します。
- ◆情報を管理し、データベース化し、利活用するための運用管理体制を構築します。
- ◆施設の管理・運営を円滑に進めるために、情報を整理して標準マニュアルを策定します。

6 公共施設等の数量に関する目標

現状のまま全ての施設を大規模改修・建替していくと、費用不足が発生します。対策として、つぎの2点が求められます。

- ・特定の期間に多くの費用がかかることを防ぐための、費用の平準化
- ・大規模改修・建替費用を下げるための、保有施設総量の削減

令和5年度末時点の保有面積は50,694㎡であり、今後は人口減少動向や施設状況等を踏まえて適切に調整することが必要となります。

施設保有面積の削減目標

公共施設の集約や統合化を推進し、公共施設の延べ床面積を2060年度までに約32%削減（2015年度）比します）

49,830㎡（2015年度）  33,884㎡（2060年度）

※目標設定の根拠

南木曾町の平成28年度の人口一人当たり公共施設の延べ床面積は、11.6㎡/人です。これは総務省が平成24年3月に公表した「公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果」の全国平均の3.22㎡/人、10-30千人規模の自治体の5.24㎡/人、10千人以下規模の自治体の10.61㎡/人を上回っています。

よって、10-30千人規模の自治体と10千人以下の規模の自治体の平均値（7.92㎡/人）を目標にします。

インフラ施設は、所管課ごとに策定された長寿命化計画等の個別計画に掲げた目標に基づく、計画的に実行します。

第5章 公共施設等の管理に関する実施方針

公共施設等の管理に際しては、実施方針として以下の項目を設定し取り組みます。

- ・点検・診断等の実施方針
- ・維持管理・修繕・更新等の実施方針
- ・安全確保の実施方針
- ・耐震化の実施方針
- ・長寿命化の実施方針
- ・ユニバーサルデザイン化の推進方針
- ・脱炭素化の推進方針
- ・統合や廃止の推進方針
- ・保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

1 点検・診断等の実施方針

(1) 点検・保守・整備

建物・インフラ系公共施設は、数多くの部品、部材や設備機器などから構成されます。部材、設備は使い方や環境および経年変化から生じる汚れ、損傷、老朽化の進行に伴い本来の機能を低下させます。日常管理は、建物を維持管理するための日常の点検・保守によって施設等の劣化及び機能低下を防ぎます。建物をいつまでも機能的に、美しく使うために、総合的な管理運営や実際の点検・保守・整備などを行います。

点検には、日常点検の他に、定期点検や臨時点検などがあり、みずから実施する場合と、専門家に依頼する場合があります。委託契約により実施している場合は、保守・点検・整備が契約どおりに実施されているかどうか、委託先から確実に報告を受け、実態を把握します。

保守・点検・整備は、その履歴を記録し、集積・蓄積して老朽化対策等に活かしていきます。

(2) 施設等の診断

公共施設等の施設診断では、施設の安全性、耐久性、不具合性および適法性について簡易な診断を実施することを検討します。

診断は、経年的な施設の状況を把握するため、定期的に行うことを検討します。診断記録は集積・蓄積して計画的な保全に活用します。

2 維持管理・修繕・更新等の実施方針

(1) 維持管理・修繕の実施方針

建物を使用するには、設備機器の運転や清掃、警備保安が必要です。たとえば機器の運転は、日常の点検、注油、消耗品の交換、調整が欠かせません。修繕や小規模改修については、速やかな対応ができる体制を構築します。

清掃は建物の環境を常に衛生的な状態に維持し、快適性を高め、また建物の劣化防止として重要です。

維持管理および修繕を計画的・効率的に行うことによって、維持管理費・修繕費を平準化し、建物・インフラ系公共施設に掛かるトータルコストを縮減することを目指します。

(2) 更新・改修の実施方針

不具合が発生したそのつど対応する事後保全だけではなく、今後の施設等の活用方針に基づく計画的な保全を実施していくことが重要です。

また施設の経年変化には、法規の改正による既存不適格の発生も含まれるので、適法性の管理が必要です。

表 適法性の主な管理項目

適法性管理	関連法規適法性	建物に関する法令	建築基準法、耐震改修促進法、品確法、学校保健法、医療法、児童福祉法、駐車場法、文化財保護法、建築物管理法、労働安全衛生法
		消防に関する法令	消防法
		条例	条例
		環境に関する法令	廃棄物処理法、グリーン購入法、省エネルギー法、公害防止法
		不動産に関する法令	不動産登記法、宅地建物取引業法、借地借家法
	定期検査の履行	建物定期検査	消防用設備等点検、昇降機定期検査、水質・水道施設の検査、空気質検査、特殊建築物の定期検査
		建築設備定期検査	建築設備の定期検査、ガス消費機器の調査、電気工作物の調査、自家用電気工作物の点検

建物を長期にわたって有効に活用するためには、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化、省エネルギー化等を含めた建築の基本性能を、利用目的に合致した最適な状態に維持あるいは向上することが必要です。また総合管理計画、総合計画の中の具体的な計画となる長期修繕計画等の策定、それまでの間に定期的な見直しを行う中期修繕・改修計画等の展開が重要です。

更新の際には、安全性、法規適合性、構造性能、ランニングコストの低減等更新の理由を明確にするとともに、更新する場合は、まちづくりとの整合性を保ち公共施設のコンパクト化や効率化の観点から、土地や建物について、単独更新以外の統合や複合化について検討を行います。従って更新・改修の方針については、統合や廃止の推進方針と整合性を図る必要があります。

3 安全確保の実施方針

公共施設における安全確保は、利用者の安全、資産や情報の保全が目的です。万一の事故・事件・災害に遭遇したときに損害を最小限にとどめ、俊敏に復旧する体制を平時から整えることは、施設管理者にとって最も重要な点です。

敷地安全性、建物安全性、火災安全性等の危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施します。施設によっては、総合的な判断により改修せずに供用廃止を検討する場合があります。

表 (参考) 施設の安全確保に係る項目

評価項目			内 容	
大項目	中項目	小項目		
安全性	敷地安全性	自然災害回避性	地震災害	・液状化・活断層・有・無
			土砂災害	・警戒区域・特別警戒区域・有・無
			浸水災害	・水害危険区域・津波高潮浸水区域・有・無
		敷地安全対策	地盤安定性	・地盤沈下・地盤崩壊・湿潤地域の有・無
			緊急自動車接近	・道路幅
			地盤調査結果	・軟弱地盤・盛土・埋立地・有・無
			危険物の種類	・消防法危険物(1類・2類・3類)・有・無
			保安距離	・危険物から50m以内、200m以内
			建物安全性	構造安全性
	建物安全性	耐震安全性	常時床荷重	・許容積載荷重・超過
			建設年	・1981年6月以前
		耐震診断	・Is値>0.6/0.6>Is値>0.3/0.3>Is値	
		耐震補強	・要・不要	
		耐震等級	・等級	
		免震、制震	・有・無	
		耐風安全性	耐風等級	・等級
		耐水安全性	浸水対策	・浸水に対する安全要件の満足度
	対落雷安全性	避雷針	・落雷に対する安全要件の満足度	
	火災安全性	耐火安全性	延焼防止	・外壁・屋根の防火性能
		避難安全性	避難路確保	・避難路確保
		消火安全性	消火活動・経路確保	・非常用出入口・窓先空地・防火設備・防火用水確保
	生活環境安全性	空気質安全性	空気質測定	・有・無・飛散性・非飛散性のアスベスト排除状況
			空気質安全性の確保	・ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレン放散速度
		水質安全性	水質検査	・有・無
			水質安全性の確保	・水質安全性の確保に対する安全要件の満足度
		傷害・損傷防止性	転倒・転落防止性	・転倒・転落防止に対する安全要件の満足度
			落下物防止性	・落下物防止に対する安全要件の満足度
危険物の危険防止性			・危険物の危険防止に対する安全要件の満足度	
有害物質排除性		アスベスト排除	・飛散性・非飛散性のアスベスト排除状況(年代・部位)	
		PCB排除	・トランス・蛍光灯・シーリングからPCB排除状況(年代・部位)	
		フロン・ハロン対策	・冷媒・断熱材からフロン、消火剤からハロン排除状況	
		CCA対策	・木造土台のCCA・有・無	
公害防止性		日照・通風障害防止性	・日照・通風障害防止要件の満足度	
		風害防止性	・風害防止要件の満足度	
		電波障害性防止性	・電波障害性防止要件の満足度	
		騒音・振動・悪臭防止性	・音・振動・悪臭防止要件の満足度	
	障害防止性	・排気・排熱・排水障害防止要件の満足度		
	外構の維持保全	・外構の維持保全要件の満足度		

評価項目			内容	
大項目	中項目	小項目		
耐用性	耐久性	耐用年数	経過年数	・経過年数の%
			耐用年数（償却）	・法的耐用年数
		耐久性	構造材耐久性	・構造耐用年数（60年）と築年の差
			外壁・屋根耐久性	・外壁・屋根耐用年数（40年）と改修年の差
			付属設備耐久性	・設備耐用年数（20年）と改修年の差
	不具合 現況	構造不具合	基礎・躯体	・沈下、亀裂、欠損の状況
			土台	・腐れ、欠損の状況
			柱、梁、壁、床など	・亀裂、脱落、腐食、欠損、肌別れ、ゆるみの状況
		外部仕上 不具合	屋根	・排水良否、雑草有無、屋上防水層ふくれの状況
			外壁	・剥落、落下、ひび割れの状況
			窓枠、サッシ、ガラス	・腐朽、ゆるみ、落下、パテ・シーリングの状況
		内部仕上 不具合	天井	・たるみ、はずれ、亀裂、肌別れ、剥落、落下・有・無
			内壁	・割れ、剥がれ、変色・有・無
			床	・割れ、剥がれ、変色・有・無
		付帯設備 不具合	煙突、屋外階段	・傾斜、亀裂、腐食、剥落、支持金物の緊結状況
			広告塔、吊り看板、他	・浮き上がり、腐食、ゆるみの状況
		建築設備 不具合	電気設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
給排水衛生設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況			
空調換気設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況			
搬送設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況			
		その他設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況	

出典：FM 評価手法・JFMES13 マニュアル（試行版）

4 耐震化の実施方針

南木曾町耐震改修促進計画に基づき、旧耐震基準による建物は、耐震診断の実施や耐震補強を検討します。特に災害時に拠点となる施設及び多数の者が利用する施設については重点的に耐震化を進めることとします。

また、水道管路や配水池等重要基幹施設の耐震整備等を検討します。

5 長寿命化の実施方針

（1）総合的かつ計画的な管理

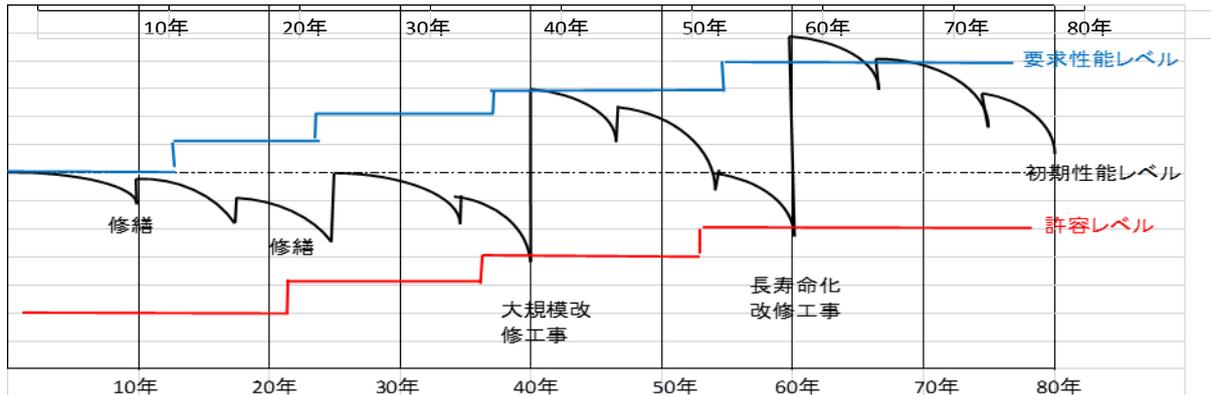
診断と改善に重点を置いた総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。総合的かつ計画的な管理とは、点検・保守・修繕、清掃を計画的にきめ細かく行い、公共施設等を健康な状況に保ち、更に定期的に施設診断を行い、小規模改修工事を行って不具合箇所を是正することです。

現在ある公共施設等の健康状態を把握するための施設診断が必要で、診断によって、所定の機能・性能を確保できるところまで改修工事を行い、そこから計画的な保全を行っていきます。

(2) 計画的な保全、長寿命化計画

ま
期

図



建設から40年まで：小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容できるレベル以上に保つ

建設から40年経過：修繕・小規模改修工事では、性能・機能が許容できるレベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要。

※要求性能レベルは通常時間経過により上昇するため、要求性能レベルの変化を視野に入れた改修工事が望まれる。

6 ユニバーサルデザイン化の推進方針

高齢者、障がい者をはじめ全ての人にとって安全・安心で暮らしやすいまちづくりを目指し、公共施設等の改修、更新等に当たっては、ユニバーサルデザイン化を推進します。

特に、公共施設のうち、学校、病院など多数の方が利用する施設の大規模改修、更新については、「長野県福祉のまちづくり条例」を遵守し、ユニバーサルデザインや積雪寒冷の気候特性などを踏まえた整備基準に適合するよう努めます。

7 脱炭素化の推進方針

二酸化炭素排出量の削減等の脱炭素化に向け、南木曾町地球温暖化対策計画に基づき、公共施設等においては、設備機器の選定基準に環境省指定の先進的省エネルギー設備等を入れて積極的に導入するとともに、再生可能エネルギー・新エネルギーの導入について検討します。

8 統合や廃止の推進方針

今度の少子高齢化や人口減少に伴い、利用者が減少する施設については、利用形態など機能の観点を含め、統合や複合化を選択肢として検討します。

民間との競合が激しい施設や、実質的な管理運営を民間が行っている施設は、民間の譲渡を含め検討します。

広域的な連携については、木曾広域連合などの取り組みを今後も継続します。

9 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

未利用建物等の未利用資産等については、原則として、未利用町有地の売却を推進する中で、その土地の購入希望を待って、建物等を除却するか、あるいは除却せずに建物等付きで売却するかを決定します。

しかしながら、長期にわたって未利用状態となっている資産等については、町の各種計画での位置づけや政策課題解決などから町が保有する必要性について検討し、町が保有する必要性が低い資産等については、情報を町内外に対し積極的に公表することにより、資産の活用の透明性の確保を図るとともに、民間事業者等への売却・貸付による有効活用を図ります。

一方で、未利用状態となっている建物等のうち、周辺環境の保全や景観維持等を図るために放置することが不適切である建物等については、除却を推進することとします。

10 地方公会計の活用

統一的な基準により整備した固定資産台帳や財務書類(行政コスト計算書等)を活用し、施設の改修や更新、統廃合等の時期や方向性について検討、調整するための基礎資料にするとともに、財政負担の平準化を図ります。

第6章 施設類型毎の管理に関する基本的な方針

1 公共建築物の管理に関する基本的な方針

(1) 町民文化系施設

- ◆分館は、公民館活動や福祉事業での活用など地域のコミュニティーの拠点であり地域防災の拠点ともなっていることから、継続的に維持・管理を行います。
- ◆集会所は、災害時の避難所としての位置付けもあることから使用区と協力しながら継続的に維持・管理を行います。

(2) 社会教育系施設

- ◆利用・コスト・老朽化の状況等を見極め、機能を維持しつつ利用頻度の低い施設については廃止を検討します。

【過疎地域持続的発展計画（R3～7）：事業計画】

持続的発展施策区分	事業内容
2 産業の振興	観光地整備事業（遊歩道関係）（田立の滝）
	観光地整備事業 遊歩道整備維持（南木曾岳・田立の滝）
	観光地整備事業 遊歩道整備（柿其溪谷・南木曾岳）

(3) スポーツ施設

- ◆旧学校体育館等の屋内・屋外スポーツ施設については、立地条件や利用実態、老朽化等、総合的に判断したうえで、用途変更や廃止も含め検討します。

(4) 産業系施設

- ◆商工施設については、立地条件や利用実態等を総合的に判断したうえで、用途変更や廃止も含め検討します。
- ◆農林施設のうち、地域等が主体となって運営されている施設は、可能な限り利用主体への譲渡を進めます。
- ◆その他の産業系施設のうち、利用頻度の低い施設については廃止を検討します。

(5) 学校教育系施設

- ◆学校施設の老朽化に対し、良好な教育環境を維持するため、計画的に長寿命化を図ります。

(6) 子育て支援施設

- ◆保育所のあり方については、園児数の状況をふまえ、より良いサービスを提供できるよう検討します。

【過疎地域持続的発展計画（R3～7）：事業計画】

持続的発展施策区分	事業内容
6 子育て環境の確保、高齢者の保健・福祉の向上及び増進	児童遊具修繕
	保育園維持修繕

(7) 保健・福祉施設

- ◆民間事業者等により自立して運営されている施設については、民間譲渡を進めます。
- ◆民間事業者によるサービス提供が困難な部分を補完する形で、施設を維持・保有します。

【過疎地域持続的発展計画（R3～7）：事業計画】

持続的発展施策区分	事業内容
6 子育て環境の確保、高齢者の保健・福祉の向上及び増進	小規模ケア施設整備（宅老所）
	木曾寮建設

(8) 行政系施設

- ◆役場庁舎は、いずれ建替えを行わなければならない施設であることから、当総合管理計画に定める基本方針を踏まえてその手法について今後検討します。

【過疎地域持続的発展計画（R3～7）：事業計画】

持続的発展施策区分	事業内容
3 地域における情報化	高度情報化施設整備事業

(9) 公営住宅

- ◆町営住宅の必要性を明確にしたうえで総量の縮減を図ります。
- ◆良好な住環境を維持するため、公営住宅等長寿命化計画に基づき計画的に長寿命化を図ります。
- ◆老朽化した施設は、公営住宅長寿命化計画に基づき廃止します。

(10) 公園

- ◆立地状況や利用実態など、総合的に判断したうえで、統廃合を進めます。
- ◆稼働率、利用者数が著しく低い施設は、原則更新しないこととします。

(11) 廃棄物処理施設

- ◆計画的な維持・補修により長寿命化を図ります。
- ◆維持管理・運営等について、民間委託の拡大を図ります。

【過疎地域持続的発展計画（R3～7）：事業計画】

持続的発展施策区分	事業内容
5 生活環境の整備	リサイクル推進施設建設事業
	不燃物処理施設整備事業

(12) その他

- ◆運営・維持管理等に関する民間委託の拡大を図ります。
- ◆民間事業者等により自立して運営されている施設は、可能な限り、利用主体へ譲渡します。
- ◆必要性を再検討し、運営の見直しや統廃合を進めます。
- ◆老朽化した施設は原則廃止します。
- ◆危険性が認められる未利用の施設については、解体撤去します。

【過疎地域持続的発展計画（R3～7）：事業計画】

持続的発展施策区分	事業内容
2 産業の振興	観光地整備事業（トイレ建設関係）
	観光地整備事業（トイレ撤去関係）

2 インフラ資産の管理に関する基本的な方針

(1) 道路

- ◆幹線道路のうち重要路線については、「予防保全」型の対応とします。
- ◆定期的に舗装・法面・道路付属物などの劣化、損傷状況の点検を行い、舗装修繕計画に基づき、計画的な保全を行い、ライフサイクルコストの縮減を図ります。
- ◆道路の日常パトロールに加え、定期的な路線状況の調査業務を実施し、結果及び補修履歴等のデータを蓄積し計画的な維持管理を行います。

【過疎地域持続的発展計画（R3～7）：事業計画】

持続的発展施策区分	事業内容
4 交通施設の整備・交通手段の確保	栄町線 駅～G S舗装 L=500m W=6.0m
	坪栗線 交差点～馬小屋橋舗装 L=500m W=4.0m
	和合妻籠線舗装 L=600m W=4.0m
	口広瀬寺線舗装 L=300m W=4.0m
	荒神線舗装 L=500m W=4.0m
	富貴畑線舗装 L=400m W=4.0m
	向栗畑線舗装 L=400m W=5.5m
	本谷線舗装 L=200m W=7.0m
	川向下線舗装 L=300m W=5.5m
	額付環状線舗装 L=200m W=4.0m
	川合平線舗装 L=500m W=4.0m
	柿平線舗装 L=500m W=4.0m
	蘭広瀬線舗装 L=300m W=4.0m
	戸場線舗装 L=500m W=4.0m
	上の原線舗装 L=100m W=4.0m
	新山沢線舗装 L=400m W=4.0m
	塚野線舗装 L=400m W=4.0m
	正兼線舗装 L=400m W=4.0m
	道路ストック点検 道路台帳整備 (合算)
	林道長寿命化計画
秋葉山線舗装	
越野線舗装	

(2) 橋梁

- ◆定期的な点検の実施による劣化状況の確認を行い「予防保全」に努めます。
- ◆「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的な保全を行い、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

【過疎地域持続的発展計画（R3～7）：事業計画】

持続的発展施策区分	事業内容
4 交通施設の整備・交通手段の確保	長寿命化修繕計画 橋梁定期点検 205 橋

(3) 簡易水道

- ◆人口動態（人口減少等）を考慮に入れた老朽管路・水道施設の更新及び長寿命化、強化による地震等の災害時の安定的な稼働と供給に努めます。
- ◆経営戦略の見直し、アセットマネジメント計画の策定など、水道施設全体の計画的な維持管理、施設更新計画と適切な運営に努め、中長期的な視野に立った経営の健全化を図ります。

(4) 下水道

- ◆下水道については、経営戦略の見直し、ストックマネジメント計画の策定、農業集落排水処理施設についても、経営戦略の見直し、機能診断・最適整備構想を策定するなど生活排水処理施設の計画的な維持管理、施設更新計画と適切な運営に努め、中長期的な視野に立った経営の健全化を図ります。
- ◆今後の整備・更新にあたっては建設コスト、維持管理コストを精査するとともに、将来の需要見直しを含め、施設規模の妥当性を評価、検討した上で慎重に判断します。
- ◆管路については、定期的な点検計画を策定し、道路陥没の予防や老朽化したマンホール蓋の交換等、安全管理の徹底を図ります。
- ◆計画的な維持管理と運営に努め、経営の健全化を図ります。
- ◆下水道事業と農業集落排水事業の統合について検討します。

第7章 長寿命化対策を反映した今後の見込み

1 公共施設等の総合的かつ計画的な管理対策における優先順位の考え方

既に長寿命化計画等の個別施設計画を策定済みの施設や今後個別施設計画にあたる計画等を策定した施設については、それぞれの計画に基づき対策を実施することを原則としますが、当町の限られた財政状況を踏まえ、事業量全体の平準化に配慮しながら計画的に実施していくこととします。

そのため、更新、長寿命化、ユニバーサルデザイン化、統合、除却等の対策を実施する際には、優先すべき指標を踏まえ、優先度の高い施設から対策を実施します。

優先すべき指標 <以下を踏まえて総合的に判断>

- 立地状況（災害リスク）
- 施設等劣化度（築年数・耐用年数・耐震性）
- 施設重要度（災害時における拠点施設・指定避難所等）
- 施設利用度

表 策定済みの個別施設計画等

分類	計画名称（策定（改定）年月）
保健・福祉施設	個別計画（南木曾町総合福祉センター）
学校教育系施設	南木曾町学校施設長寿化計画（令和2年度）
公営住宅等長寿命化計画	南木曾町公営住宅等長寿命化計画（平成28年度）
橋梁	橋梁長寿命化修繕計画（令和5年度）
上水道	南木曾町簡易水道事業経営戦略（令和5年度）
下水道	南木曾町農業集落排水事業経営戦略（令和5年度）
	南木曾町特定環境保全公共下水道事業ストックマネジメント修繕・改築計画（令和2年度）
	長野県南木曾町下水道ストックマネジメント実施方針（令和3年度）

2 長寿命化対策を反映した場合の見込みと効果

(1) 長寿命化対策を反映した場合の見込み

①公共建築物

公共建築物については、定期的に各長寿命化計画を見直し、長寿命化対策をすべき施設を選定するとともに、選定結果を踏まえた効果的・効率的な長寿命化対策を実施し、施設の長寿命化を図ります。

また、未策定の公共建築物についても、個別施設計画の策定を検討し、長寿命化対策を図るべき施設については、予防法全的な対策の実施による施設の長寿命化とコスト縮減に努めます。

②インフラ資産

橋梁、上水道、下水道については、各個別施設計画に基づく長寿命化対策を実施し、長期的な維持管理を図ります。

道路についても、今後個別施設計画の策定を検討し、定期的な点検と点検結果に基づく効果的・効率的な修繕・更新等を行うことによって、ストックの長寿命化や事業コストの縮減を図ります。

(2) 個別施設計画等に基づく取り組みの効果額

公共施設等全体について、令和6～15年度までの今後10か年において、過疎地域持続的発展計画や個別計画等に位置付けられた長寿命化対策を反映した各種予定事業と、P25で試算した単純更新した場合の見込み額を比較した場合、公共建築物で71.5億円、インフラ資産で58.2億円のコスト削減効果が見込まれます。

しかしながら、現状の施設数を維持した場合、それ以後は、老朽施設が改築周期を迎えるなど、コストの大幅な増加が想定されることから、人口動向や建物等の劣化状況等を踏まえ、定期的な見直しを行う必要があります。

分類	単純更新	長寿命化対策反映
公共建築物	総額 76.3 億円 (7.6 億円/年)	総額 6.0 億円 (0.6 億円/年) 71.5 億円 (7.2 億円/年) の縮減
インフラ資産	総額 95.8 億円 (9.6 億円/年)	総額 37.7 億円 (3.8 億円/年) 58.2 億円 (5.8 億円/年) の縮減

第8章 総合的かつ計画的な管理を実現するための推進方策

1 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・ 公共施設等マネジメント推進のための組織体制を構築します。
- ・ 総合的かつ計画的な管理を実現する体制の構築に対する4つの方針を検討します。

(1) 公共施設等マネジメント組織体制の構築

厳しい財政状況下で、人口減少・少子高齢化が進展する将来を見据えると、公共施設等は維持管理・更新等を的確に進めていくことが重要です。

そこで、当町としては、公共施設等に対して公会計に基づく固定資産台帳を活用し、関連予算を含めた一元管理を行うことにより、全体の調整機能を発揮する組織体制を構築します。

(2) 町民等の利用者の理解と協働の推進体制の構築

公共施設を用いたサービス提供に至るまでの過程において、町民と行政の相互理解や共通認識の形成など、協働を促進する環境整備が不可欠です。

町民へ必要な情報を提供することによって町民に開かれた公共施設を目指します。

(3) 指定管理者制度、PPP および PFI の活用

指定管理者制度、PPP および PFI の活用により、効率的で質の高い公共サービスの提供や、民間資金やノウハウを活用したサービスの質を充実、コスト削減が期待できることから、これらの活用についても必要に応じて検討します。対象施設は、新たな公共施設等の建設だけでなく、縮減対象の公共施設等の用途変更にも採用することも検討します。

表 行政と民間とのパートナーシップ

指定管理者制度	地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO 法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる（行政処分であり委託ではない）制度。
PPP	Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。
PFI	Public Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法。

(4) 職員の意識向上

全庁的な公共施設等マネジメントを推進していくには、職員一人一人が公共施設等マネジメント導入の意義を理解し、意識を持って取り組み住民サービスの向上のために創意工夫を実践していくことが重要です。

そのために、職員の啓発に努め、公共施設等マネジメントのあり方、経営的視点に立った総量の適正化、保全的な維持管理及びコスト感覚に対する意識の向上に努めていきます。

2 PDCAサイクルの推進方針

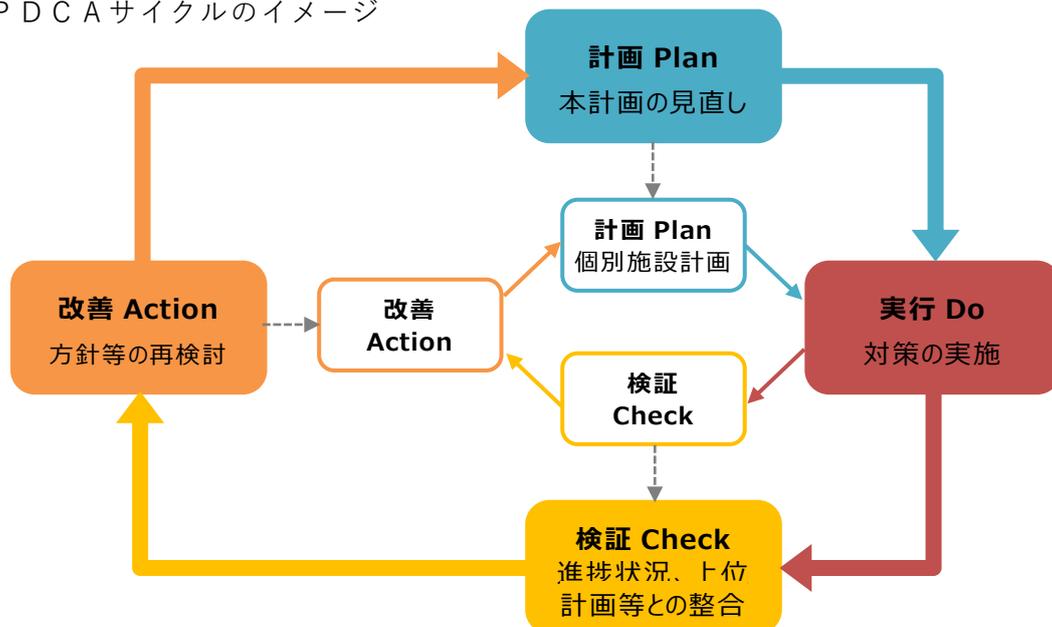
- ・本計画は、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルによる適切な管理を行います。
- ・本計画や具体的な個別施設計画については、町民と情報を共有します。

(1) PDCAサイクルに基づく計画の進行管理

本計画は、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルによる適切な管理を行います。計画の進捗状況等については、適宜評価を実施し、結果に基づき計画を見直すことによって、さらなる公共施設等の適正管理の推進を図ります。

個別施設計画については、本計画に基づき策定し、公共施設等の更新や長寿命化、統廃合、除却等の対策は、個別施設計画に基づき実施します。個別施設計画についても、PDCAサイクルによる適切な管理を行い、進捗状況等について評価を実施し、評価結果に応じて見直します。

図 PDCAサイクルのイメージ



(2) 町民との情報共有

本計画やそれに基づく個別計画については、ホームページ等で町民に情報提供を行います。

持続可能で健全な施設の維持管理の検討を行うにあたり、町民と行政が、施設に関する情報と問題意識を共有することが重要です。

公共施設を利用し、または支えている多くの町民と行政が問題意識を共有し、将来のあるべき姿について幅広い議論を進めるために、施設に関する情報を積極的に開示します。